資料編

1　策定経過

（1）会議等開催経緯

令和 5 年度（2023 年度）

日時・会場	会議等及び内容
令和 5 年 10 月 23 日（月）	令和 5 年度 第 1 回 刈谷市環境審議会 （1）第 2 次刈谷市環境基本計画年次報告書「刈谷市の環境」について （2）第 3 次刈谷市環境基本計画の策定について （3）刈谷市環境都市アクションプラン改定に係るパブリックコメントの実施について（報告）
令和 5 年 11 月 2 日（木） ～11 月 17 日（金）	市民、事業者（団体）へのアンケート調査の実施
令和 5 年 12 月 25 日（月） ～令和 6 年 1 月 17 日(水)	事業者ヒアリング調査の実施
令和 6 年 2 月 19 日（月）	令和 5 年度 第 2 回 刈谷市環境審議会 （1）第 3 次刈谷市環境基本計画の策定について （2）刈谷市環境都市アクションプラン〔令和 6 年改定版〕について（報告） （3）その他

令和 6 年度（2024 年度）

日時・会場	会議等及び内容
令和 6 年 6 月 24 日（月）	令和 6 年度 第 1 回 刈谷市環境審議会 （1）会長、副会長の選任について （2）昨年度までの検討事項について （3）今年度の検討事項について （4）今後のスケジュールについて
令和 6 年 11 月 1 日（金）	令和 6 年度 第 2 回 刈谷市環境審議会 （1）「令和 6 年版刈谷市の環境」について （2）第 3 次刈谷市環境基本計画のパブリックコメント（案）について （3）今後のスケジュールについて
令和 6 年 12 月 2 日（月） ～令和 7 年 1 月 6 日（月）	パブリックコメント実施
令和 7 年 1 月 20 日（月）	令和 6 年度 第 3 回 刈谷市環境審議会 （1）パブリックコメントの結果報告について （2）第 3 次刈谷市環境基本計画（案）について （3）第 3 次刈谷市環境基本計画【概要版】（案）について （4）その他
令和 7 年 3 月	第 3 次刈谷市環境基本計画の策定

（2）刈谷市環境審議会

令和 5 年度（2023 年度）

役職	所属等	氏　名
会長	愛知教育大学　教授	渡邊　幹男
副会長	刈谷市商店街連盟	沢田　佳代子
委員	刈谷商工会議所　専務理事	岡田　行永
	㈱豊田自動織機　環境マネジメント部長	中村　正也
	(一社)刈谷防災まちづくり協議会　代表理事	關　淳之
	あいち中央農業協同組合　刈谷地区担当理事	鈴木　勝之
	刈谷市自治連合会　副会長	杉本　常男
	刈谷市女性の会連絡協議会　衣裳部会計	榊原　和香子
	連合愛知三河西地域協議会　幹事	神谷　健太
	かりや消費者生活学校　運営委員長	作田　美乃利
	刈谷環境支援員の会　会長	中垣　英明
	愛知県地域環境保全委員	柘植　比呂美
	愛知県地域環境保全委員	小林　洋子
	愛知県西三河県民事務所　環境保全課長	棚橋　勝樹
	刈谷警察署　生活安全課長	田邊　光徳

（順不同、敬称略）

令和 6 年度（2024 年度）

役職	所属等	氏　名
会長	愛知教育大学　教授	渡邊　幹男
副会長	刈谷市女性の会連絡協議会　衣裳部会計	國仲　美香
委員	刈谷商工会議所　専務理事	岡田　行永
	㈱豊田自動織機　環境マネジメント部長	中村　正也
	(一社)刈谷防災まちづくり協議会　代表理事	關　淳之
	刈谷市商店街連盟　会長	丹羽　一夫
	あいち中央農業協同組合　刈谷地区担当理事	鈴木　勝之
	刈谷市自治連合会　副会長	古荘 健一
	連合愛知三河西地域協議会　幹事	神谷　健太
	かりや消費者生活学校　副委員長	稲田　八寿子
	刈谷環境支援員の会　会長	中垣　英明
	愛知県地域環境保全委員	柘植　比呂美
	愛知県地域環境保全委員	小林　洋子
	愛知県西三河県民事務所　環境保全課長	渡邉　省吾
	刈谷警察署　生活安全課長	山田　隆喜

（順不同、敬称略）

2　市民・事業者（団体）アンケート調査

（1）市民アンケート

❶　調査概要

調査対象者	無作為抽出した 18 歳以上の市民
調 査 方 法	・郵送での調査票発送 ・調査票記載の URL・二次元バーコードからの web フォームでの回答 または郵送返信による回収
調 査 期 間	令和 5 年 11 月 2 日（木）～令和 5 年 11 月 17 日（金）
発　送　数	1,000 件
回　収　数	545 件（回収率 54.5%） うち web 回答：231 件 郵送返信：314 件

❷　回収結果

- 回答者の年齢は「60～69 歳」が最多の 22.2%で、次いで「50～59 歳」が 20.6%である。
- web 回答では 50 歳未満の年齢層の割合が高く、郵送返信では 50 歳以上の割合が高い。
- 地区ごとの回答割合は、各地域で 10～20%程度の割合である。

■回答者の割合（年齢層別）

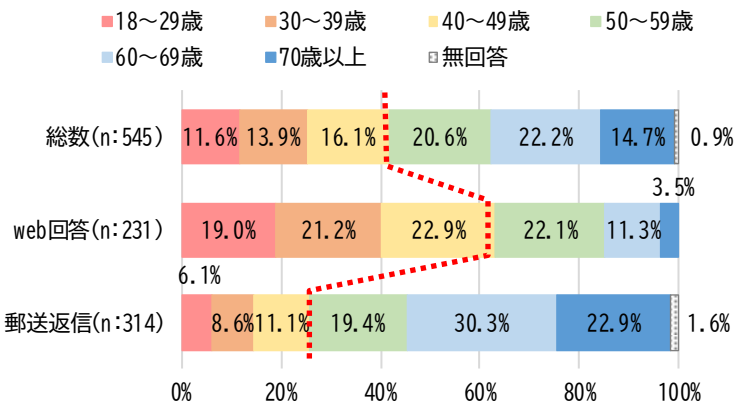

■回答者の割合（居住地別）

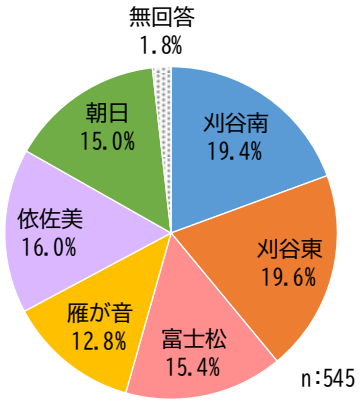

❸ 調査結果

問１　近年の環境の状況についての実感（単一回答）

1）レベル別

- 「やや悪化している」「悪化している」の合計割合は、地域から国、地球レベルへ規模が大きくなるほど高く、「地域レベル」では 19.3%、「国レベル」では 48.8%、「地球レベル」では 70.3%であった。
- 「地域レベル」における「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合は 36.5%で、平成 15 年（2003 年）調査及び平成 25 年（2013 年）調査から大きな変化は見られず、「変わらない」の割合は増加した。

■環境の状況についての実感

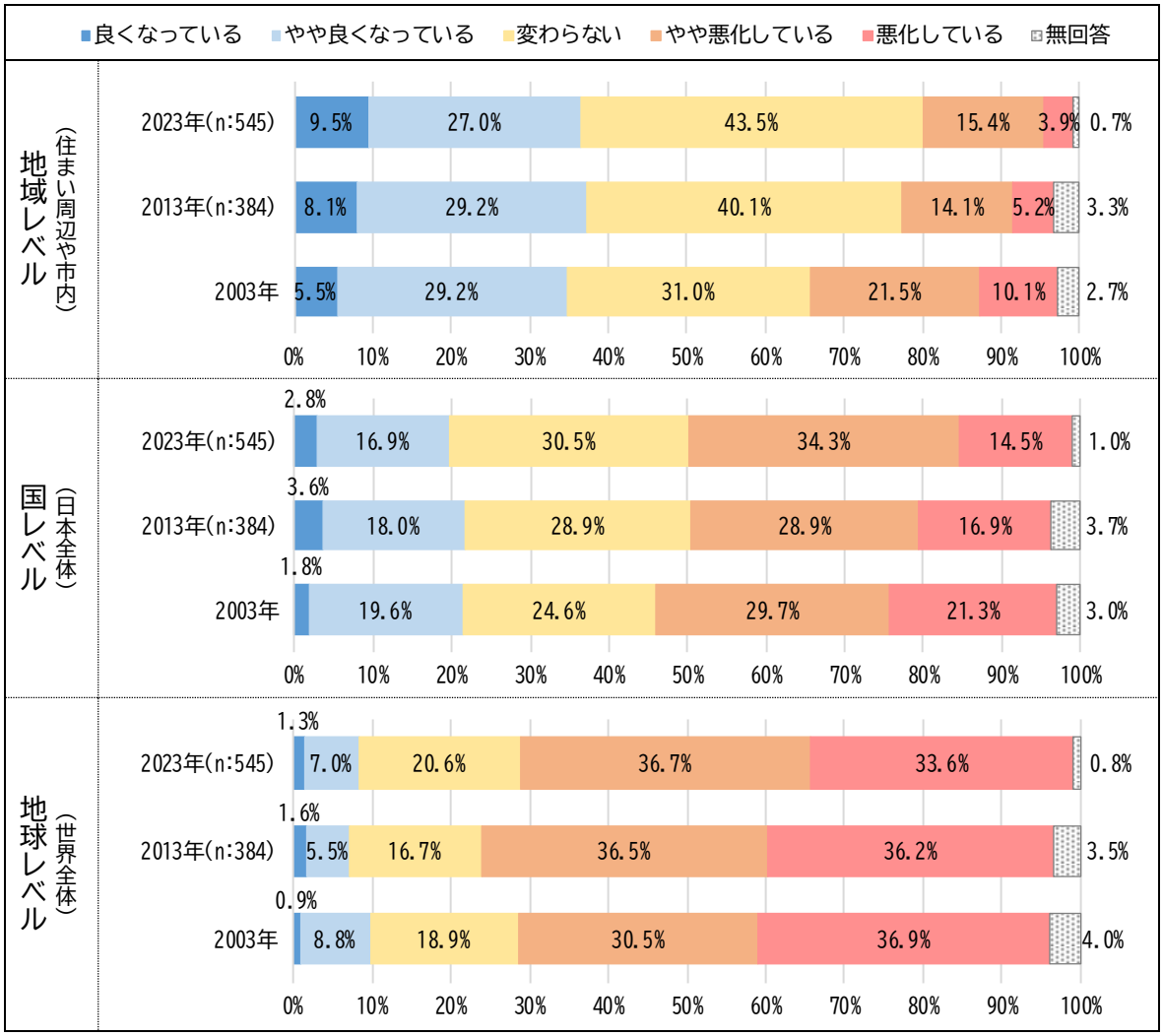

2）年齢層別

- 「18～29 歳」は、どのレベルにおいても「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合が他の年齢層と比べて高い。
- 「地域レベル」では、「18～29 歳」「70 歳以上」の年齢層における「良くなっている」「やや良くなっている」の合計割合が他の年齢層と比べて高いが、「30～39 歳」は他の年齢層と比べて低い。

■環境の状況についての実感（年齢層別）

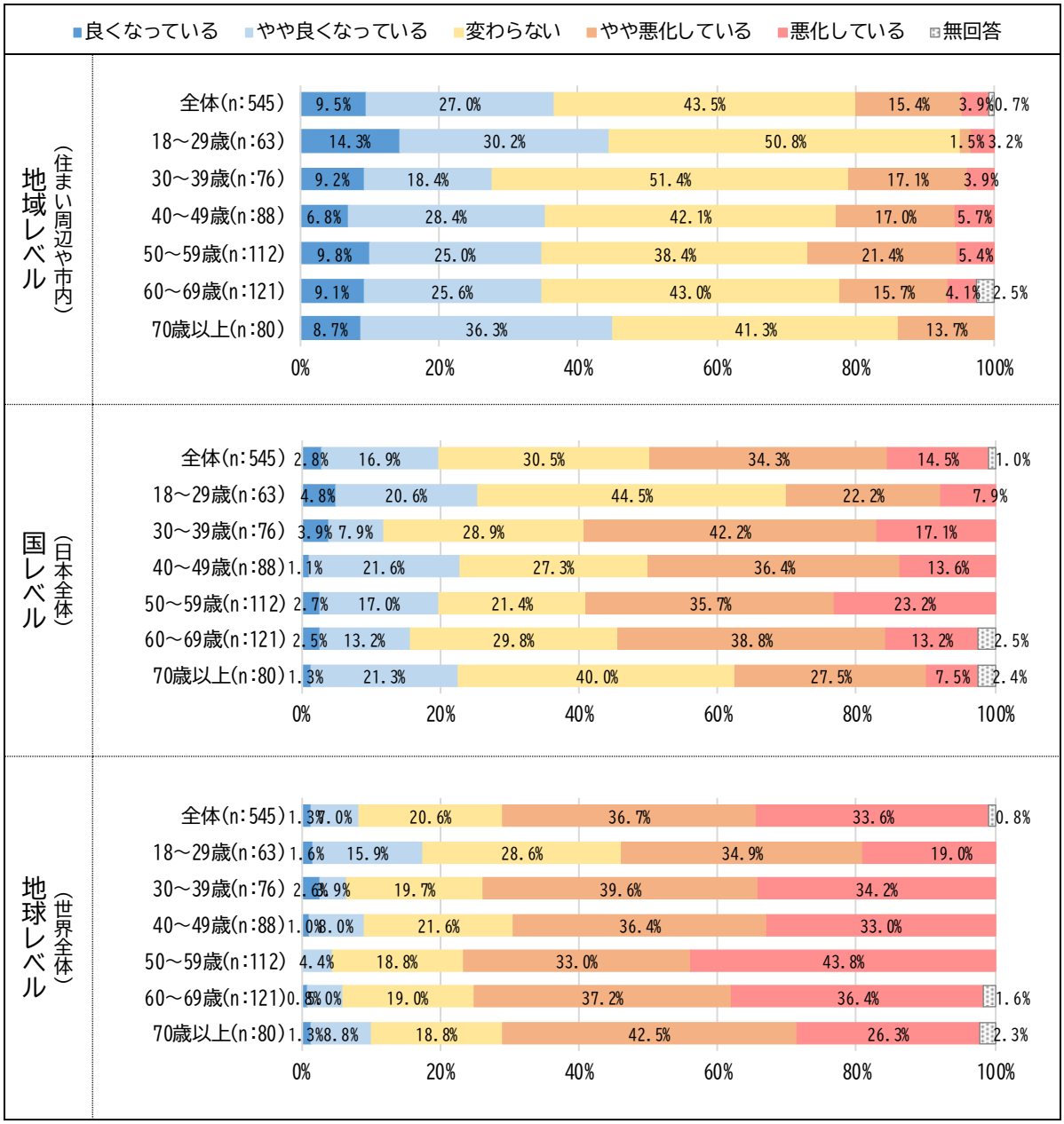

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問２　関心のある環境問題（複数回答）

1）項目別

- 令和 5 年(2023 年)調査では、新たに「異常気象(台風、集中豪雨)」「微小粒子状物質(PM2.5)」「フードロス」「マイクロプラスチック等による海洋汚染」の項目を追加した。
- 新規追加項目である「異常気象（台風、集中豪雨)」が最多の 79.8%で、次いで「地球温暖化」が 73.0%、「フードロス」が 51.2%、「人々の生活の身近にある自然の減少」が 44.0%、「黄砂」が 43.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「都市の中心部で気温が高くなる現象（ヒートアイランド現象)」が 25 ポイント以上、「事故由来放射性物質による環境汚染」が 19 ポイント以上低下した。

■関心のある環境問題

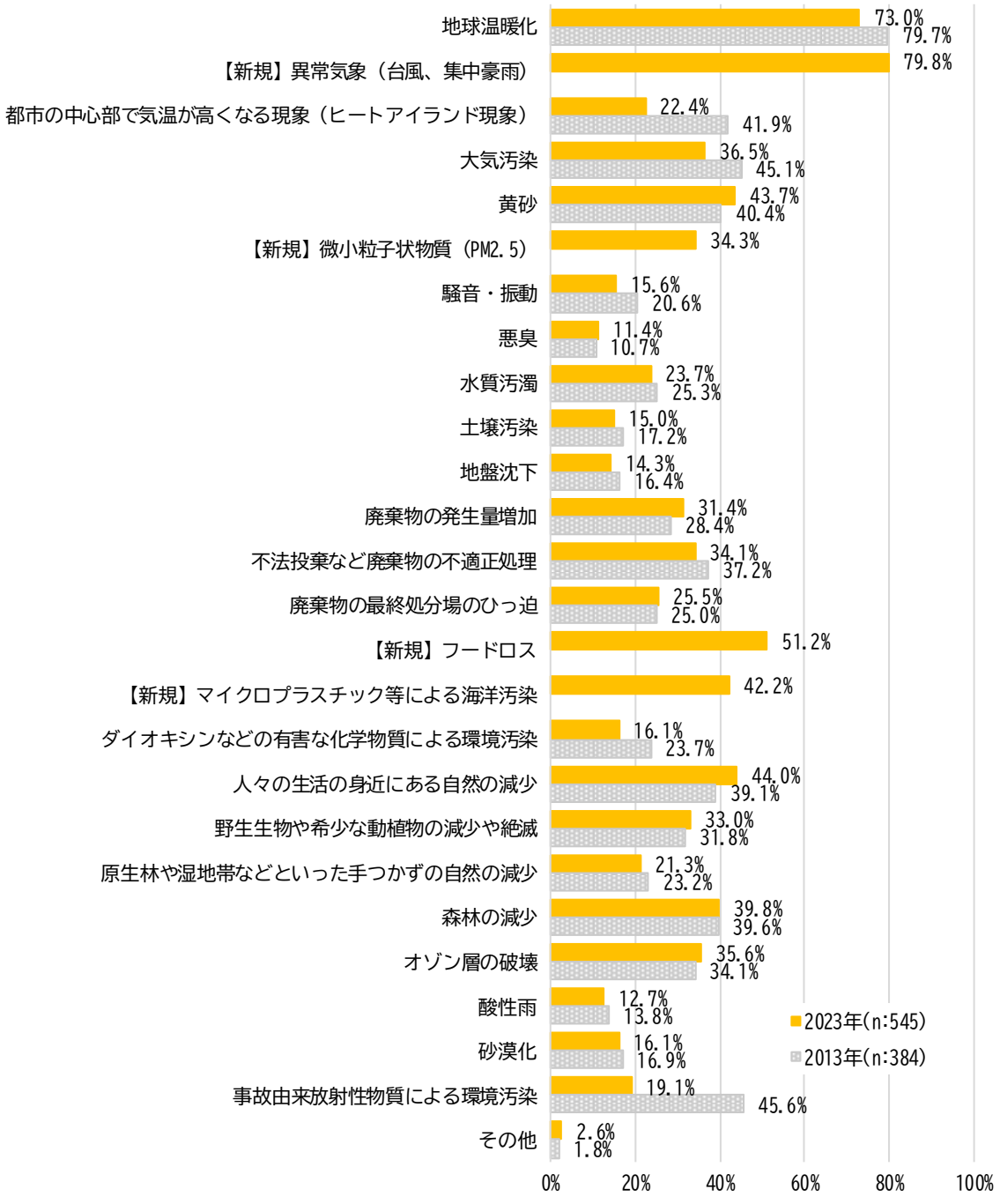

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

2）年齢層別

- 「18～29 歳」は、「異常気象（台風、集中豪雨）」が 55.6%と、他の年齢層と比べて低い。
- 「大気汚染」「不法投棄など廃棄物の不適正処理」「マイクロプラスチック等による海洋汚染」「人々の生活の身近にある自然の減少」については、若年層の関心が低い傾向が見られた。

■関心のある環境問題（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
地球温暖化	73.0%	71.4%	61.8%	68.2%	81.3%	75.2%	78.8%
【新規】異常気象（台風、集中豪雨）	79.8%	55.6%	80.3%	84.1%	86.6%	82.6%	81.3%
都市の中心部で気温が高くなる現象（ヒートアイランド現象）	22.4%	15.9%	21.1%	25.0%	30.4%	19.0%	18.8%
大気汚染	36.5%	27.0%	36.8%	34.1%	31.3%	35.5%	55.0%
黄砂	43.7%	31.7%	43.4%	46.6%	46.4%	47.1%	42.5%
【新規】微小粒子状物質（PM2.5）	34.3%	20.6%	30.3%	34.1%	41.1%	37.2%	35.0%
騒音・振動	15.6%	19.0%	21.1%	18.2%	6.3%	12.4%	20.0%
悪臭	11.4%	14.3%	17.1%	10.2%	7.1%	12.4%	7.5%
水質汚濁	23.7%	25.4%	19.7%	19.3%	19.6%	30.6%	26.3%
土壌汚染	15.0%	6.3%	7.9%	10.2%	16.1%	24.0%	20.0%
地盤沈下	14.3%	11.1%	13.2%	9.1%	13.4%	13.2%	27.5%
廃棄物の発生量増加	31.4%	30.2%	18.4%	25.0%	30.4%	38.0%	43.8%
不法投棄など廃棄物の不適正処理	34.1%	15.9%	22.4%	27.3%	32.1%	45.5%	52.5%
廃棄物の最終処分場のひっ迫	25.5%	19.0%	25.0%	20.5%	30.4%	23.1%	33.8%
【新規】フードロス	51.2%	49.2%	50.0%	44.3%	55.4%	53.7%	51.3%
【新規】マイクロプラスチック等による海洋汚染	42.2%	27.0%	27.6%	29.5%	42.9%	53.7%	62.5%
ダイオキシンなどの有害な化学物質による環境汚染	16.1%	11.1%	9.2%	11.4%	17.0%	17.4%	28.8%
人々の生活の身近にある自然の減少	44.0%	27.0%	32.9%	39.8%	41.1%	47.9%	70.0%
野生生物や希少な動植物の減少や絶滅	33.0%	28.6%	35.5%	33.0%	34.8%	38.0%	26.3%
原生林や湿地帯などといった手つかずの自然の減少	21.3%	12.7%	15.8%	12.5%	24.1%	33.1%	20.0%
森林の減少	39.8%	34.9%	21.1%	30.7%	40.2%	48.8%	56.3%
オゾン層の破壊	35.6%	23.8%	30.3%	35.2%	37.5%	39.7%	40.0%
酸性雨	12.7%	9.5%	15.8%	8.0%	10.7%	16.5%	15.0%
砂漠化	16.1%	12.7%	11.8%	17.0%	9.8%	24.0%	20.0%
事故由来放射性物質による環境汚染	19.1%	7.9%	13.2%	19.3%	22.3%	21.5%	25.0%
その他	2.6%	1.6%	1.3%	1.1%	3.6%	3.3%	3.8%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問３　重点的に取り組むべきだと思う環境問題（複数回答）

1）項目別

- 問 2 で最も関心が高かった「異常気象（台風、集中豪雨）」が最多の 47.9%で、次いで「人々の生活の身近にある自然の減少」が 44.2%、「フードロス」が 43.1%、「地球温暖化」が 42.6%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「緑地の減少」が 31 ポイント以上、「地球温暖化」が 15 ポイント以上、「水質汚濁」が 9 ポイント以上増加した。

■重点的に取り組むべきだと思う環境問題

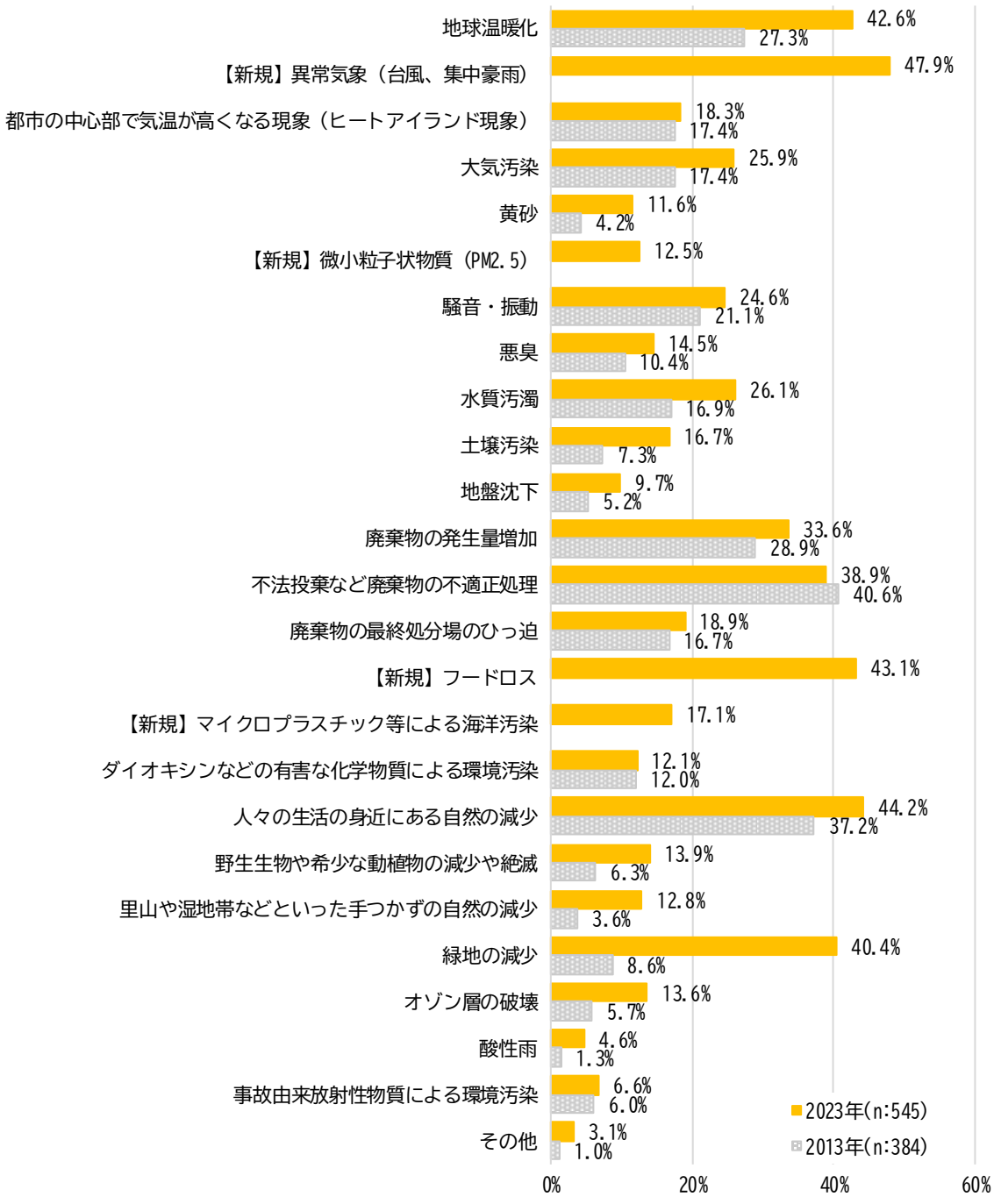

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

2）年齢層別

- 「異常気象（台風、集中豪雨）」「緑地の減少」「人々の生活の身近にある自然の減少」などの多くの項目では、若年層よりも高年齢層に重要視される傾向が見られたが、「騒音・振動」「悪臭」の項目では、高年齢層よりも若年層に重要視される傾向が見られた。

■重点的に取り組むべきだと思う環境問題（年齢層別）

	全体（n:545）	18～29歳（n:63）	30～39歳（n:76）	40～49歳（n:88）	50～59歳（n:112）	60～69歳（n:121）	70歳以上（n:80）
地球温暖化	42.6%	39.7%	28.9%	38.6%	42.0%	50.4%	51.3%
【新規】異常気象（台風、集中豪雨）	47.9%	23.8%	38.2%	47.7%	52.7%	47.9%	71.3%
都市の中心部で気温が高くなる現象（ヒートアイランド現象）	18.3%	12.7%	11.8%	22.7%	18.8%	19.8%	21.3%
大気汚染	25.9%	11.1%	23.7%	13.6%	28.6%	31.4%	41.3%
黄砂	11.6%	7.9%	10.5%	9.1%	9.8%	12.4%	20.0%
【新規】微小粒子状物質（PM2.5）	12.5%	4.8%	11.8%	4.5%	15.2%	14.9%	20.0%
騒音・振動	24.6%	30.2%	34.2%	22.7%	22.3%	22.3%	20.0%
悪臭	14.5%	19.0%	19.7%	12.5%	11.6%	17.4%	8.8%
水質汚濁	26.1%	23.8%	21.1%	21.6%	27.7%	28.1%	31.3%
土壌汚染	16.7%	4.8%	10.5%	18.2%	16.1%	18.2%	27.5%
地盤沈下	9.7%	1.6%	10.5%	4.5%	13.4%	9.1%	17.5%
廃棄物の発生量増加	33.6%	19.0%	23.7%	22.7%	38.4%	45.5%	42.5%
不法投棄など廃棄物の不適正処理	38.9%	25.4%	34.2%	35.2%	35.7%	47.9%	48.8%
廃棄物の最終処分場のひっ迫	18.9%	11.1%	17.1%	19.3%	17.0%	23.1%	23.8%
【新規】フードロス	43.1%	36.5%	43.4%	33.0%	47.3%	52.9%	40.0%
【新規】マイクロプラスチック等による海洋汚染	17.1%	4.8%	6.6%	10.2%	16.1%	23.1%	33.8%
ダイオキシンなどの有害な化学物質による環境汚染	12.1%	4.8%	5.3%	12.5%	8.0%	14.9%	23.8%
人々の生活の身近にある自然の減少	44.2%	19.0%	30.3%	36.4%	45.5%	58.7%	60.0%
野生生物や希少な動植物の減少や絶滅	13.9%	9.5%	13.2%	11.4%	13.4%	13.2%	22.5%
里山や湿地帯などといった手つかずの自然の減少	12.8%	11.1%	3.9%	10.2%	14.3%	14.9%	20.0%
緑地の減少	40.4%	19.0%	22.4%	30.7%	44.6%	52.1%	61.3%
オゾン層の破壊	13.6%	4.8%	9.2%	9.1%	13.4%	17.4%	22.5%
酸性雨	4.6%	0.0%	3.9%	3.4%	5.4%	4.1%	10.0%
事故由来放射性物質による環境汚染	6.6%	4.8%	2.6%	5.7%	4.5%	8.3%	13.8%
その他	3.1%	1.6%	2.6%	1.1%	3.6%	5.0%	3.8%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問４　外来生物の認知度（複数回答）

- 「ミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ)」「アメリカザリガニ」は、「市内で見かけたことのある割合」「知っている割合」が共に高い。
- 「オオキンケイギク」は、「市内で見かけたことのある割合」「知っている割合」が他の外来生物と比べて低く、特に若年層になるほど低い。

■外来生物の認知度と市内での目撃経験の関係

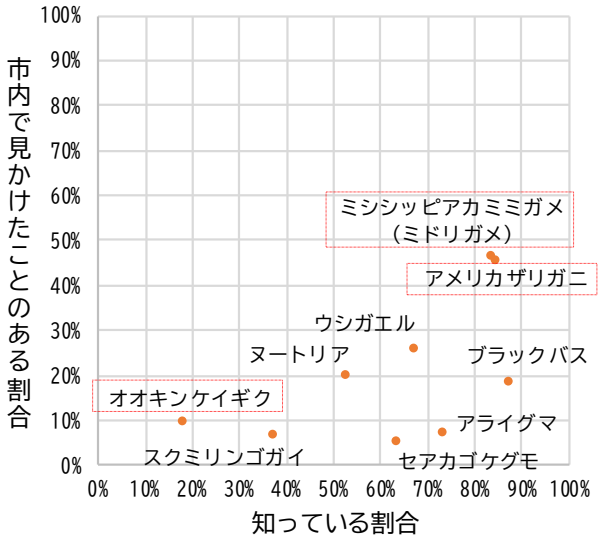

■外来生物の認知度（年齢層別）

	全体（n:545）	18～29歳（n:63）	30～39歳（n:76）	40～49歳（n:88）	50～59歳（n:112）	60～69歳（n:121）	70歳以上（n:80）
ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）	83.7%	82.5%	82.9%	80.7%	89.3%	86.8%	76.3%
ブラックバス	87.0%	87.3%	88.2%	85.2%	92.0%	88.4%	78.8%
ウシガエル	67.0%	69.8%	72.4%	65.9%	74.1%	63.6%	55.0%
アライグマ	73.0%	74.6%	67.1%	67.0%	77.7%	77.7%	70.0%
セアカゴケグモ	63.3%	44.4%	69.7%	68.2%	78.6%	65.3%	43.8%
オオキンケイギク	18.0%	3.2%	9.2%	19.3%	17.0%	25.6%	26.3%
ヌートリア	52.5%	39.7%	42.1%	54.5%	60.7%	57.9%	51.3%
スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	37.1%	41.3%	38.2%	45.5%	40.2%	32.2%	28.8%
アメリカザリガニ	84.2%	85.7%	89.5%	80.7%	86.6%	84.3%	78.8%
その他	3.7%	3.2%	2.6%	1.1%	6.3%	5.0%	2.5%
どれも知らない	3.1%	0.0%	0.0%	3.4%	1.8%	3.3%	10.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

■外来生物の市内での目撃経験（年齢層別）

	全体（n:545）	18～29歳（n:63）	30～39歳（n:76）	40～49歳（n:88）	50～59歳（n:112）	60～69歳（n:121）	70歳以上（n:80）
ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）	46.6%	34.9%	32.9%	46.6%	53.6%	52.1%	51.3%
ブラックバス	18.3%	6.3%	15.8%	22.7%	20.5%	18.2%	22.5%
ウシガエル	25.9%	12.7%	30.3%	27.3%	23.2%	29.8%	28.8%
アライグマ	7.3%	4.8%	3.9%	9.1%	8.9%	7.4%	8.8%
セアカゴケグモ	5.1%	3.2%	10.5%	4.5%	5.4%	5.0%	1.3%
オオキンケイギク	9.9%	0.0%	0.0%	9.1%	8.0%	19.0%	16.3%
ヌートリア	20.2%	9.5%	15.8%	22.7%	19.6%	27.3%	18.8%
スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	6.6%	6.3%	11.8%	8.0%	5.4%	4.1%	6.3%
アメリカザリガニ	45.3%	34.9%	36.8%	45.5%	43.8%	52.1%	52.5%
その他	2.6%	1.6%	0.0%	3.4%	2.7%	3.3%	3.8%
どれも知らない	9.2%	7.9%	7.9%	8.0%	9.8%	8.3%	13.8%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問５　本市の環境の保全に関する取組に対する重要度と満足度（単一回答）

1）満足度

- 「水環境の保全、下水道対策等の推進」「風水害等防災対策の推進」は、「満足」「やや満足」の合計割合が、それぞれ 79.3%、79.6%である。
- 「まちづくりや交通面における環境配慮」は、「満足」「やや満足」の合計割合が 47.5%と、他の項目より低い。

■本市の環境の保全に関する取組に対する満足度

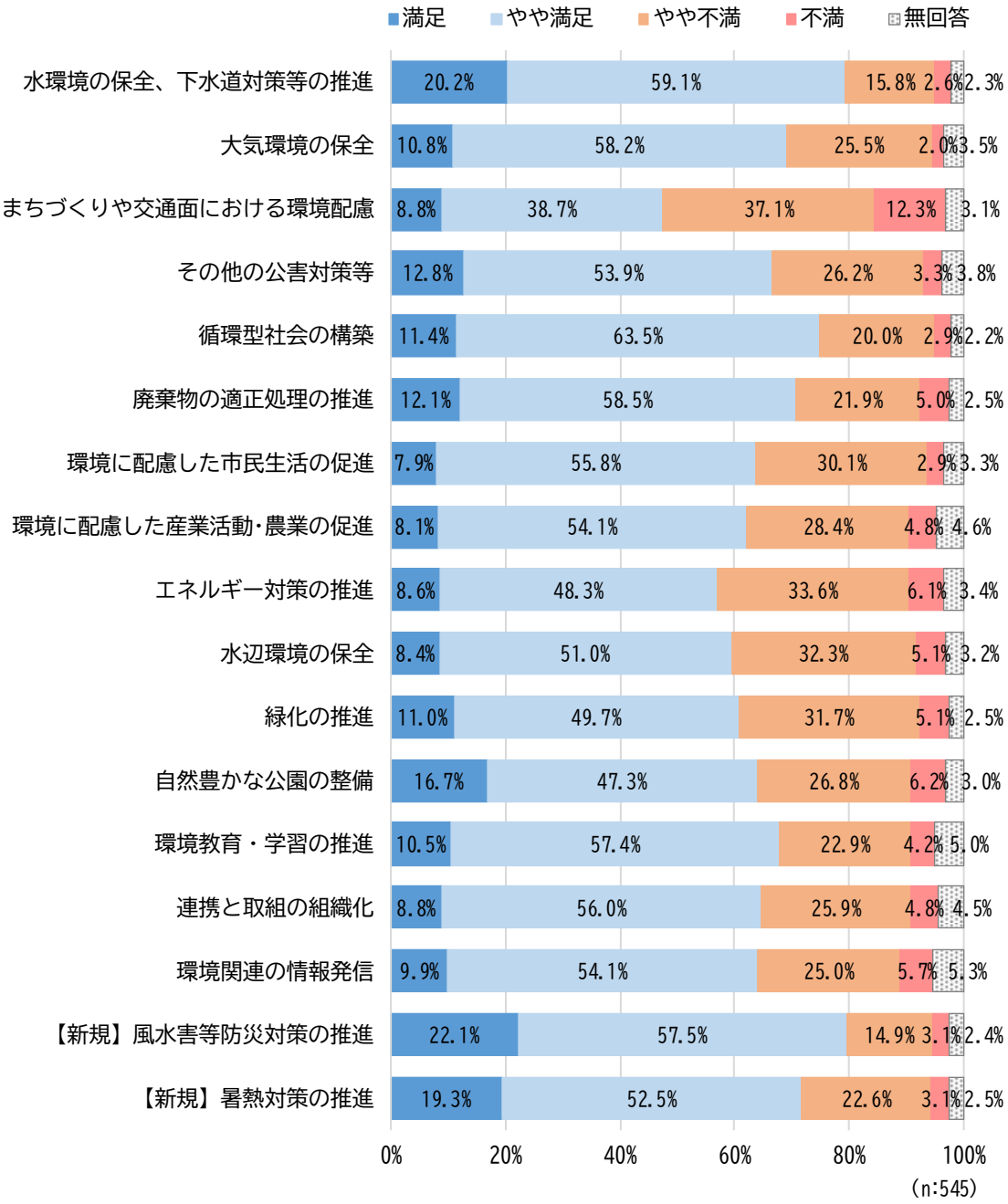

2）重要度

- 「重要」の割合は、「風水害等防災対策の推進」が最多の 57.4%で、次いで「水環境の保全、下水道対策等の推進」が 56.9%、「廃棄物の適正処理の推進」が 56.7%、「まちづくりや交通面における環境配慮」が 56.3%である。
- 「重要」「やや重要」の合計割合は、「環境関連の情報発信」以外の全ての項目で 80%以上である。

■本市の環境の保全に関する取組に対する重要度

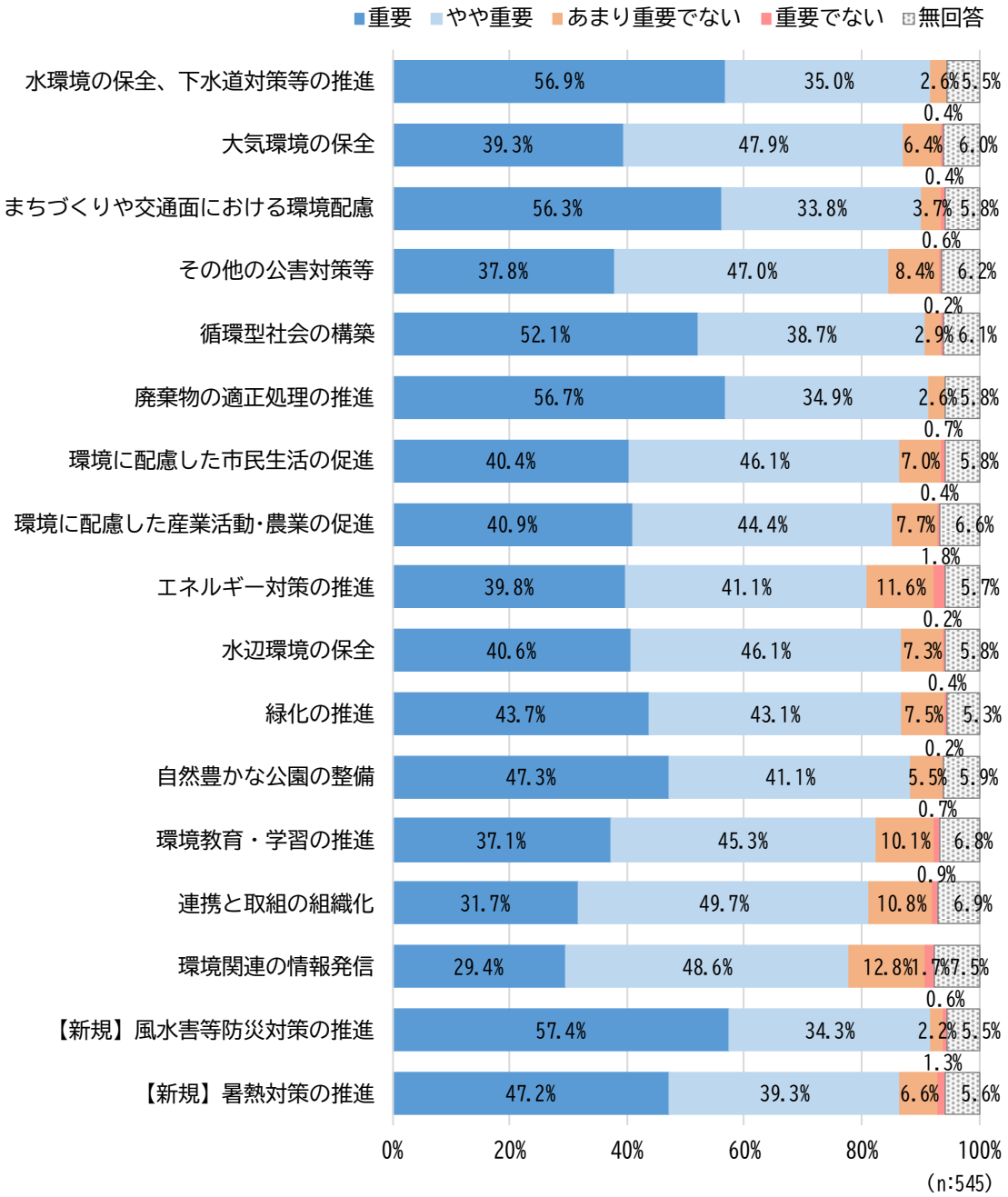

3）満足度と重要度の関係と前回調査からの変化

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「風水害等防災対策の推進」「暑熱対策の推進」の項目を追加した。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、ほとんどの項目で「満足度」が高い。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「h 環境に配慮した産業活動・農業の促進」「n 連携と取組の組織化」「o 環境関連の情報発信」は、特に「重要度」が高い。
- 「c まちづくりや交通面における環境配慮」は、「重要度」が高いが「満足度」は低い。

■満足度と重要度の関係（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

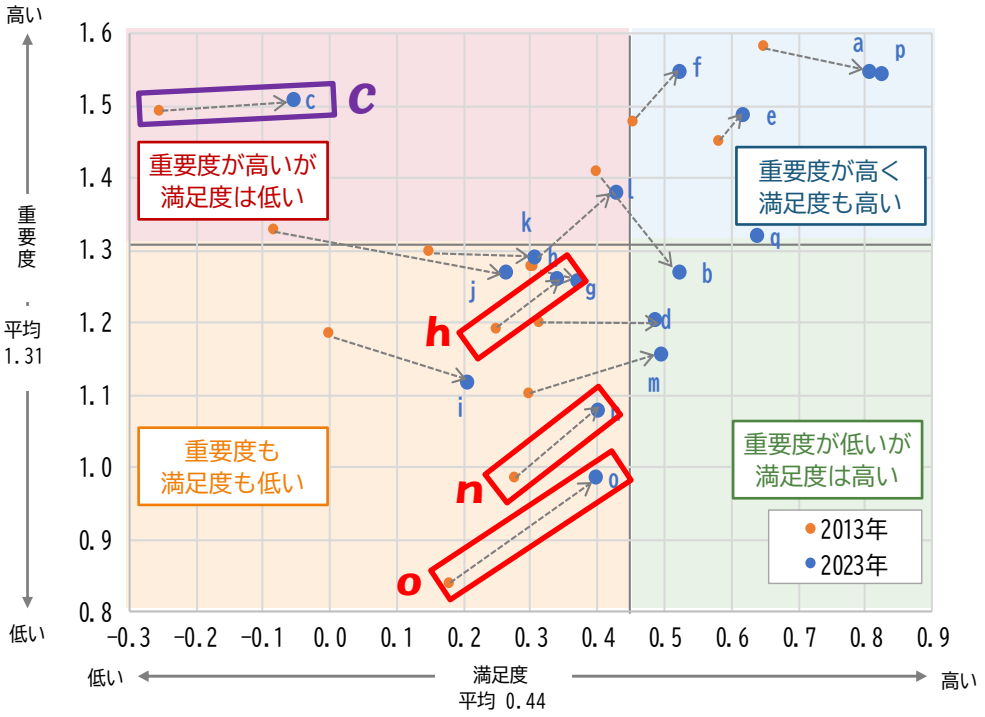

※満足度、重要度を得点化し、相加平均を求めています。

【満足度】「満足」＝ 2
「やや満足」＝ 1
「やや不満」＝−1
「不満」＝−2

【重要度】「重要」＝ 2
「やや重要」＝ 1
「あまり重要でない」＝−1
「重要でない」＝−2

a 水環境の保全、下水道対策等の推進
b 大気環境の保全
c まちづくりや交通面における環境配慮
d その他の公害対策等（騒音、振動、悪臭　等）
e 循環型社会の構築
f 廃棄物の適正処理の推進
g 環境に配慮した市民生活の促進
h 環境に配慮した産業活動･農業の促進
i エネルギー対策の推進
j 水辺環境の保全
k 緑化の推進
l 自然豊かな公園の整備
m 環境教育・学習の推進
n 連携と取組の組織化
o 環境関連の情報発信
p 風水害等防災対策の推進【新規】
q 暑熱対策の推進【新規】

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

問６　「環境に良い取組」の実施状況（単一回答）

1）現状の実施状況

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「食品を買う時は食品ロスが発生しないよう考えて買っている」「買い物をするときはエコバックを持参するようにしている」の項目を追加した。
- 「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにしている」「買い物をするときはエコバッグを持参するようにしている」は、「いつも行っている」「だいたい行っている」の合計割合が、それぞれ 94.6%、88.6%である。
- 「地域の緑化活動に参加している」「国、地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力している」は、「あまり行っていない」「全く行っていない」の合計割合が、それぞれ 75.8%、68.5%、68.3%である。

■「環境に良い取組」の実施状況

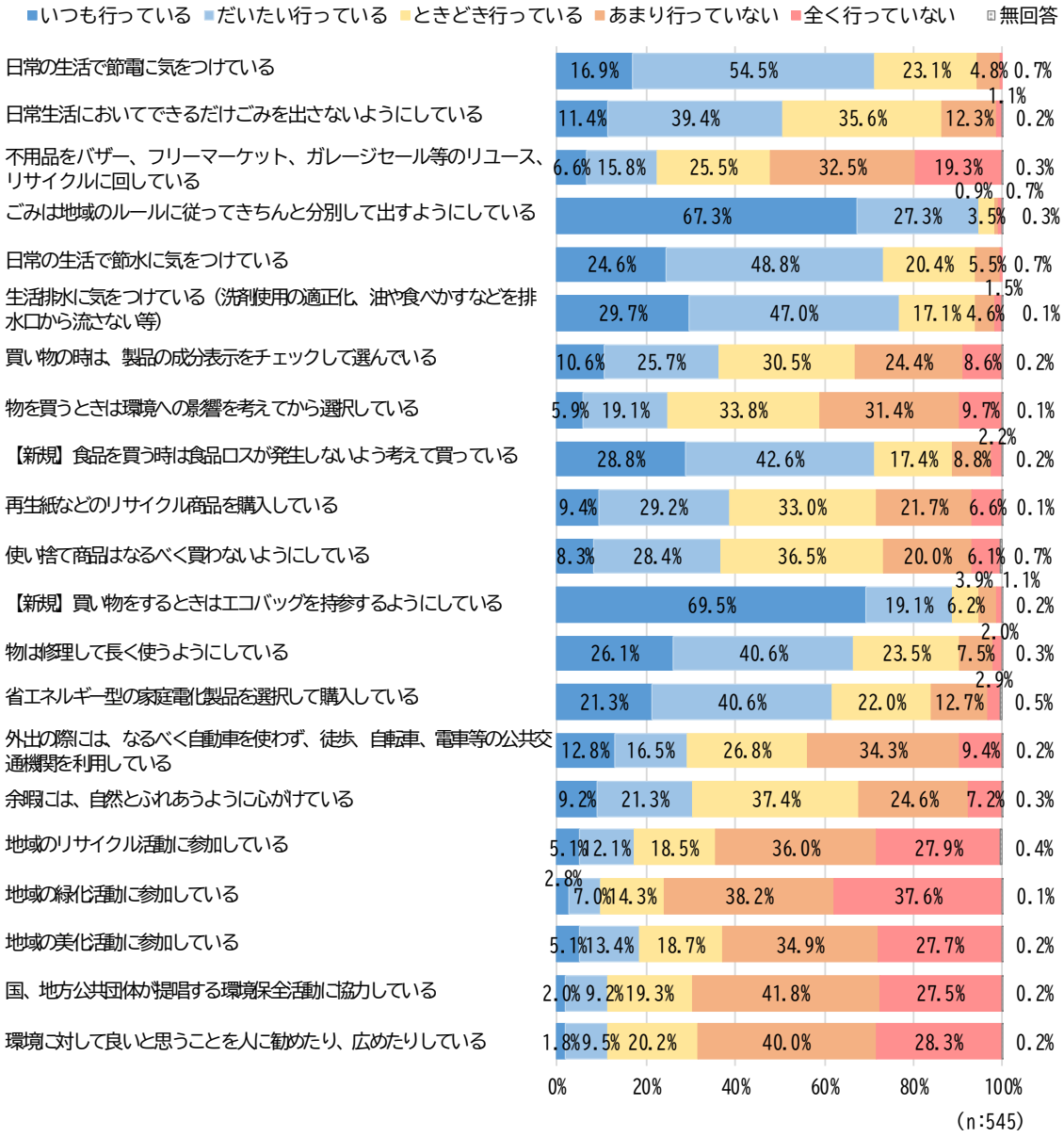

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

2）前回調査の実施状況との比較

- 平成 25 年（2013 年）調査と同様、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出している」「生活排水に気をつけている（洗剤使用の適正化、油や食べかすなどを排水口から流さない等）」「日常の生活で節水に気をつけている」「日常の生活で節電に気をつけている」は、「いつも行っている」「だいたい行っている」の合計割合が 70%以上である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「物は修理して長く使うようにしている」が 9 ポイント以上、「再生紙などのリサイクル商品を購入している」「余暇には、自然とふれあうように心がけている」が 7 ポイント以上減少した。

■「環境に良い取組」の実施状況（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

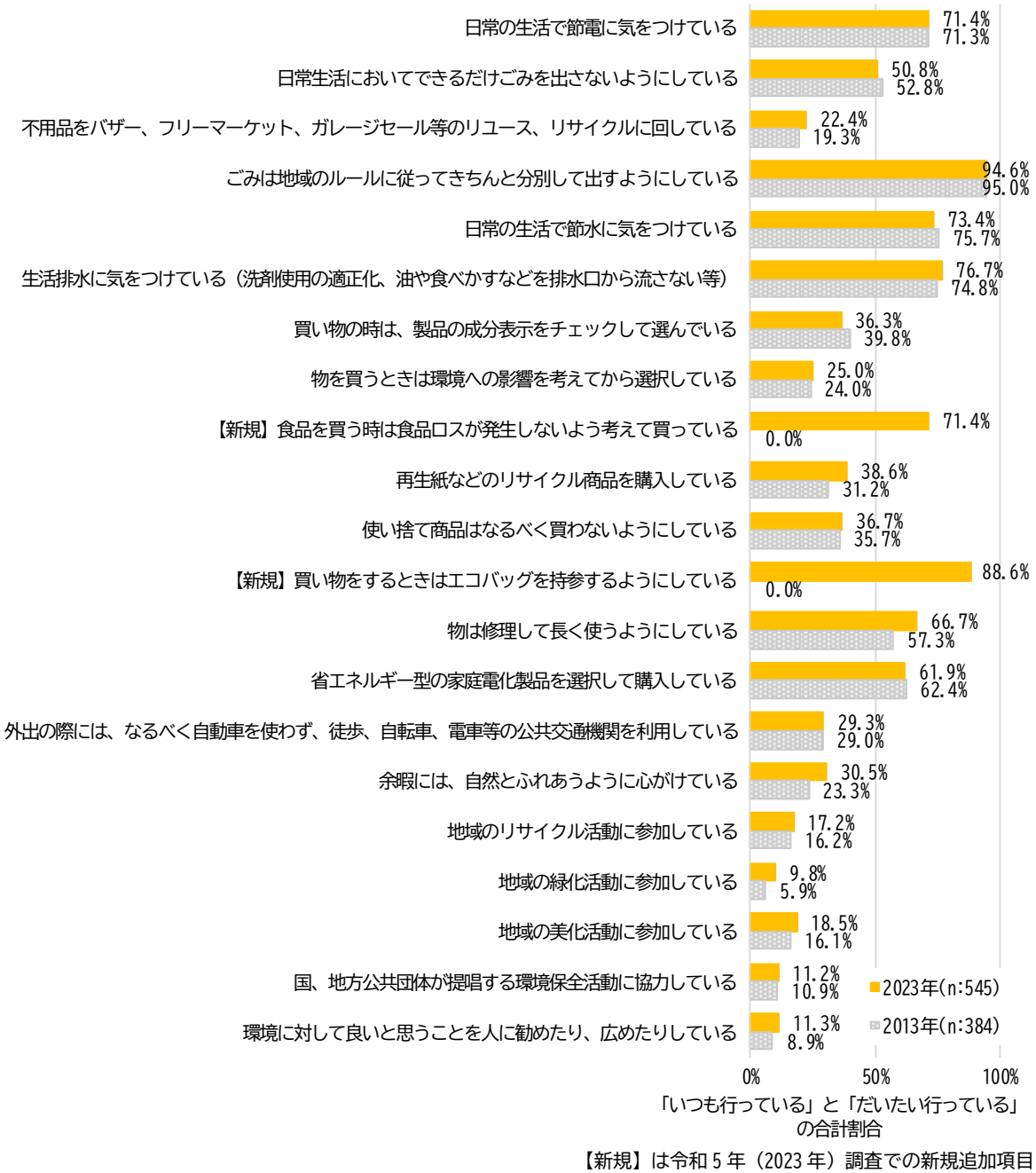

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

問７　「環境に良い取組」を積極的に行うために必要なこと（複数回答）

- 「省エネによる光熱費節約やポイントの獲得など、直接的なメリットがあること」が最多の 60.4%で、次いで「補助金など、支援制度が使えること」が 51.0%であり、どちらの項目においても、49 歳以下の年齢層の回答割合が高い。

■「環境に良い取組」を積極的に行うために必要なこと（年齢層別）

	全体（n:545）	18～29歳（n:63）	30～39歳（n:76）	40～49歳（n:88）	50～59歳（n:112）	60～69歳（n:121）	70歳以上（n:80）
大気・水質浄化の状況など、取り組んだ行動の環境保全効果がはっきり分かること	46.6%	31.7%	43.4%	50.0%	54.5%	48.8%	42.5%
省エネによる光熱費節約やポイントの獲得など、直接的なメリットがあること	60.4%	66.7%	73.7%	73.9%	62.5%	52.1%	40.0%
環境保全のマニュアルやチェックリストなど、取組方法についての資料が手に入ること	27.7%	17.5%	21.1%	15.9%	25.9%	39.7%	38.8%
自分達だけでなく、みんなで一緒に取り組む運動として行うこと	32.5%	27.0%	31.6%	31.8%	24.1%	33.9%	47.5%
補助金など、支援制度が使えること	51.0%	55.6%	64.5%	55.7%	47.3%	47.9%	38.8%
表彰制度など、行動の励みとなるものがあること	8.3%	11.1%	9.2%	8.0%	8.9%	3.3%	11.3%
スマホアプリなどを利用して、取り組みやイベントについて簡単に情報の入手、参加ができること	42.8%	49.2%	47.4%	47.7%	47.3%	39.7%	27.5%
その他	0.7%	1.6%	1.3%	0.0%	0.9%	0.0%	1.3%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問８　近年、環境に配慮した行動をするようになったきっかけ（複数回答）

- 「エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約」が最多の 63.5%で、次いで「気候変動や SDGs に関するニュース・報道」が 49.4%である。
- 「エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約」では、「40～49 歳」が最多の 72.7%で、次いで「30～39 歳」が 68.4%である。

■環境に配慮した行動を行うようになったきっかけ（年齢層別）

	全体（n:545）	18～29歳（n:63）	30～39歳（n:76）	40～49歳（n:88）	50～59歳（n:112）	60～69歳（n:121）	70歳以上（n:80）
エネルギー価格や物価の上昇などに対する家計の節約	63.5%	57.1%	68.4%	72.7%	59.8%	63.6%	58.8%
気候変動やSDGsに関するニュース・報道	49.4%	36.5%	40.8%	51.1%	53.6%	54.5%	52.5%
学校や職場等での環境講座などを受けた	10.8%	17.5%	10.5%	17.0%	9.8%	10.7%	1.3%
環境問題に関するポスター、パンフレット等	8.6%	12.7%	2.6%	10.2%	7.1%	5.8%	16.3%
新型コロナウイルスによる活動場所などの変化	21.5%	22.2%	10.5%	19.3%	19.6%	25.6%	30.0%
環境配慮行動への補助等の金銭的支援	6.4%	3.2%	6.6%	5.7%	5.4%	6.6%	10.0%
特に環境に配慮した行動はしていない	11.9%	12.7%	11.8%	9.1%	8.0%	12.4%	18.8%
その他	1.7%	0.0%	1.3%	1.1%	5.4%	0.8%	0.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問９　環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（単一回答）

1）前回調査との比較

- 令和 5 年（2023 年）調査では、「市民」が最多の 42.2%、次いで「国（政府）」が 20%、「事業者（企業・産業界）が 13.9%、「地方公共団体」が 12.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「市民」が 11.4 ポイント減少し、「国（政府）」が 5.9 ポイント増加した。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体

（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

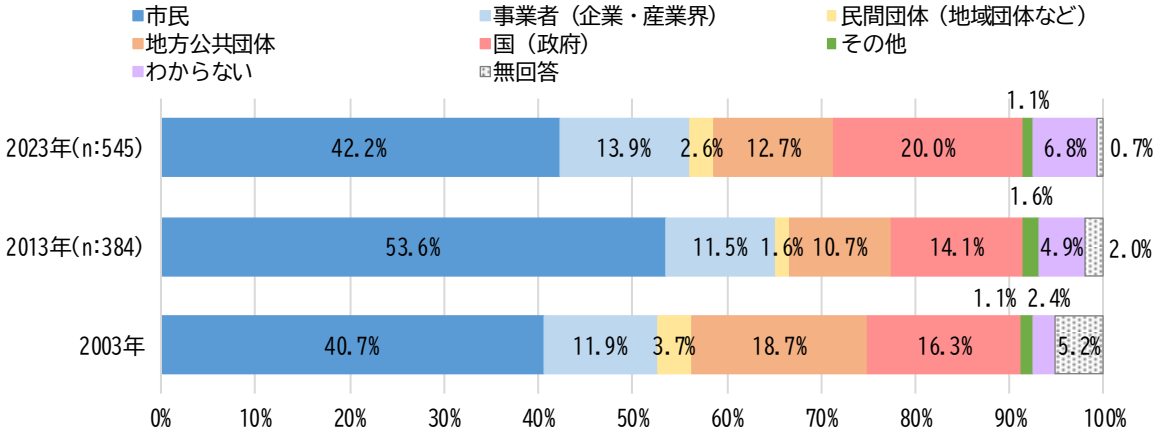

2）年齢層別

- 「市民」「事業者」の合計割合は、「60～69 歳」が最多の 66.9%で、次いで「70 歳以上」が 63.8%、「50～59 歳」が 57.1%である。
- 「地方公共団体」「国（政府）」の合計割合は、「30～39 歳」が最多の 39.5%、次いで「40～49 歳」が 38.6%、「18～29 歳」が 38.1%である。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（年齢層別）

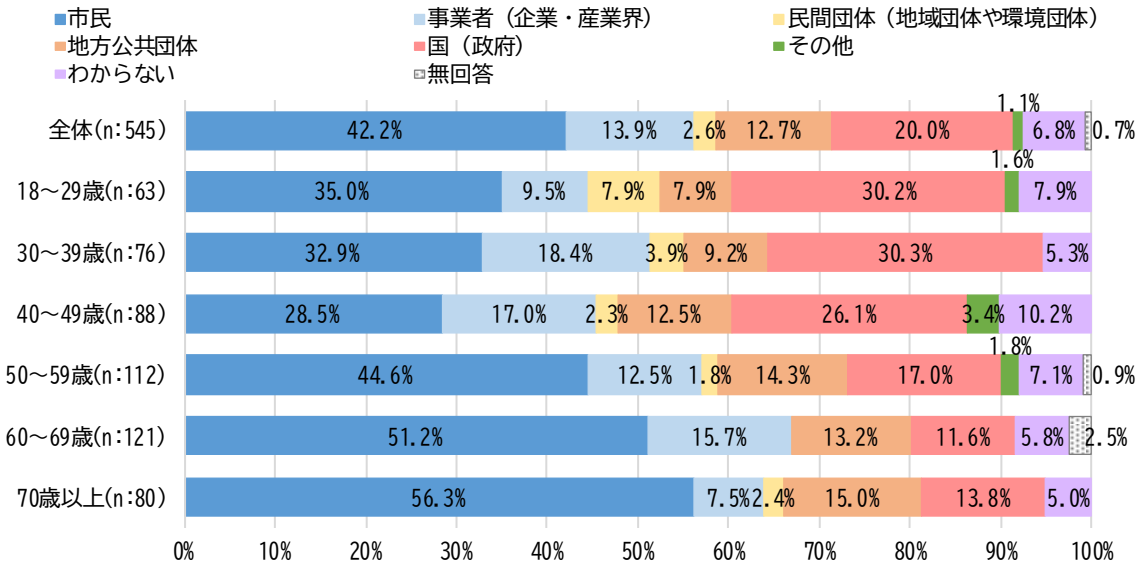

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 10-1　環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組経験

1）取組経験の有無（単一回答）

- 「取り組んだことがある」が 27.2%、「取り組んだことはない」が 70.1%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「取り組んだことがある」が 1.9 ポイント増加し、「取り組んだことはない」が 0.2 ポイント減少した。
- 「18～29 歳」「30～39 歳」は、「取り組んだことがある」がそれぞれ 12.7%、13.2%と、他の年齢層に比べて低い。

■環境保全に関する活動の取組経験

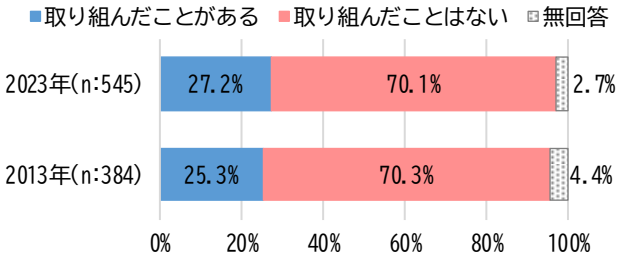

■環境保全に関する活動の取組経験（年齢層別）

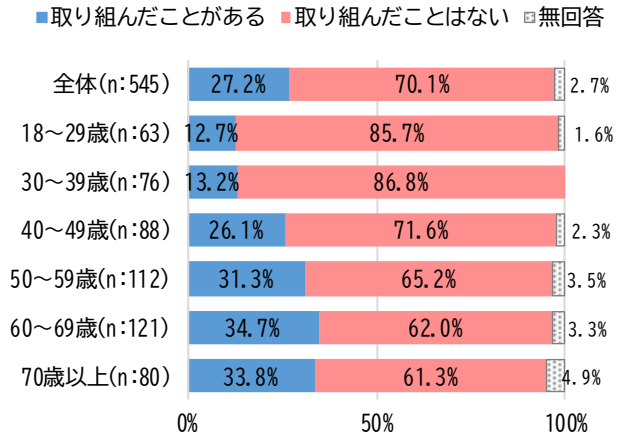

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

2）取組経験のある活動領域（複数回答）

- 「リサイクル・廃棄物」は全体の 70.9%で、そのうち「40～49 歳」が最多の 82.6%、次いで「50～59 歳」が 77.1%、「60～69 歳」が 71.4%、「70 歳以上」が 70.4%である。
- 「森林の保全・緑化」は、「30～39 歳」が最多の 60.0%であり、他の年齢層と比べて高い。

■取組経験のある活動領域（年齢層別）

取り組んだことのある活動領域	全体（n:148）	18～29歳（n:8）	30～39歳（n:10）	40～49歳（n:23）	50～59歳（n:35）	60～69歳（n:42）	70歳以上（n:27）
森林の保全・緑化	15.5%	25.0%	60.0%	13.0%	5.7%	16.7%	11.1%
自然保護	8.1%	12.5%	20.0%	8.7%	2.9%	2.4%	14.8%
大気環境保全	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	9.5%	0.0%
水環境保全	4.7%	0.0%	0.0%	13.0%	5.7%	4.8%	0.0%
リサイクル・廃棄物	70.9%	37.5%	50.0%	82.6%	77.1%	71.4%	70.4%
消費・生活	22.3%	0.0%	10.0%	17.4%	20.0%	21.4%	37.0%
環境教育・学習	14.2%	25.0%	40.0%	21.7%	8.6%	11.9%	7.4%
地域環境管理	12.2%	12.5%	10.0%	17.4%	5.7%	11.9%	18.5%
地球温暖化防止	8.1%	12.5%	0.0%	8.7%	2.9%	14.3%	3.7%
生物多様性の保全	4.7%	0.0%	0.0%	4.3%	8.6%	4.8%	3.7%
その他	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	2.4%	7.4%

※ 総回答者数 148 名のうち、年齢について無回答とした 3 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 10-2　環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への今後の取組意向

1）今後の取組意向（単一回答）

- 「取り組みたい」が 58.9%、「取り組みたくない」が 37.2%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「取り組みたい」が 0.3 ポイント、「取り組みたくない」が 4.9 ポイント増加した
- 問 10-1 で取組経験が少なかった「18～29 歳」では、「取り組みたい」が 61.9%である一方で、同じく取組経験が少なかった「30～39 歳」では、「取り組みたい」が 46.1%である。

■環境保全に関する活動への今後の取組意向

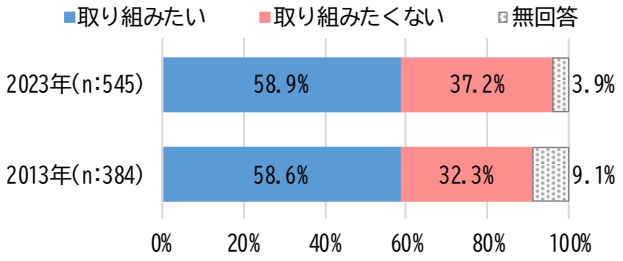

■環境保全に関する活動への今後の取組意向（年齢層別）

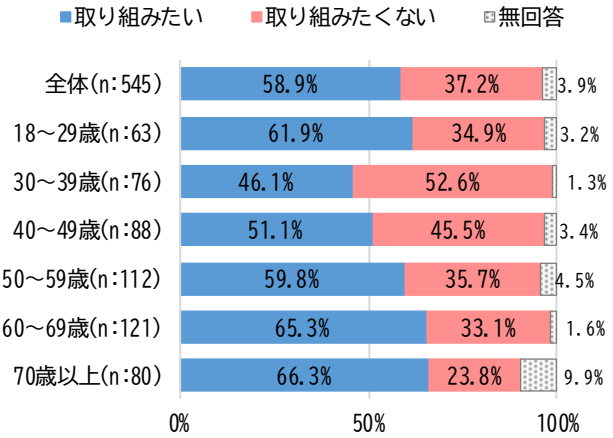

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

2）取組意向のある活動領域（複数回答）

- 「リサイクル・廃棄物」が最多の 51.4%、次いで「自然保護」が 41.4%、「消費・生活」が 38.0%、「森林の保全・緑化」が 29.6%である。
- 「18～29 歳」は、問 10-1 で取組経験が 0%だった「消費・生活」「生物多様性の保全」が、それぞれ 35.9%、20.5%である。

■取組意向のある活動領域（年齢層別）

今後取り組みたい活動領域	全体 (n:321)	18～29歳 (n:39)	30～39歳 (n:35)	40～49歳 (n:45)	50～59歳 (n:67)	60～69歳 (n:79)	70歳以上 (n:53)
森林の保全・緑化	29.6%	43.6%	37.1%	33.3%	25.4%	27.8%	20.8%
自然保護	41.4%	46.2%	34.3%	44.4%	40.3%	39.2%	45.3%
大気環境保全	9.0%	10.3%	11.4%	6.7%	7.5%	7.6%	11.3%
水環境保全	14.0%	17.9%	14.3%	17.8%	9.0%	12.7%	15.1%
リサイクル・廃棄物	51.4%	41.0%	57.1%	51.1%	44.8%	55.7%	58.5%
消費・生活	38.0%	35.9%	37.1%	31.1%	35.8%	35.4%	52.8%
環境教育・学習	15.6%	23.1%	25.7%	24.4%	9.0%	17.7%	0.0%
地域環境管理	11.8%	12.8%	14.3%	11.1%	10.4%	8.9%	15.1%
地球温暖化防止	24.9%	25.6%	20.0%	28.9%	26.9%	25.3%	20.8%
生物多様性の保全	13.4%	20.5%	17.1%	11.1%	13.4%	15.2%	5.7%
その他	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	1.9%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 11　自宅での太陽光発電設備の設置状況（単一回答）

- 「設置している」が 17.2%、「設置していない」が 60.7%である。
- 「設置している」では、「40～49 歳」が最多の 22.7%、次いで「30～39 歳」が 19.7%、「50～59 歳」が 18.8%である。
- 「18～29 歳」は「集合住宅なので設置できない」が 41.3%と、他の年齢層と比べて高い。

■太陽光発電設備の設置状況（年齢層別）

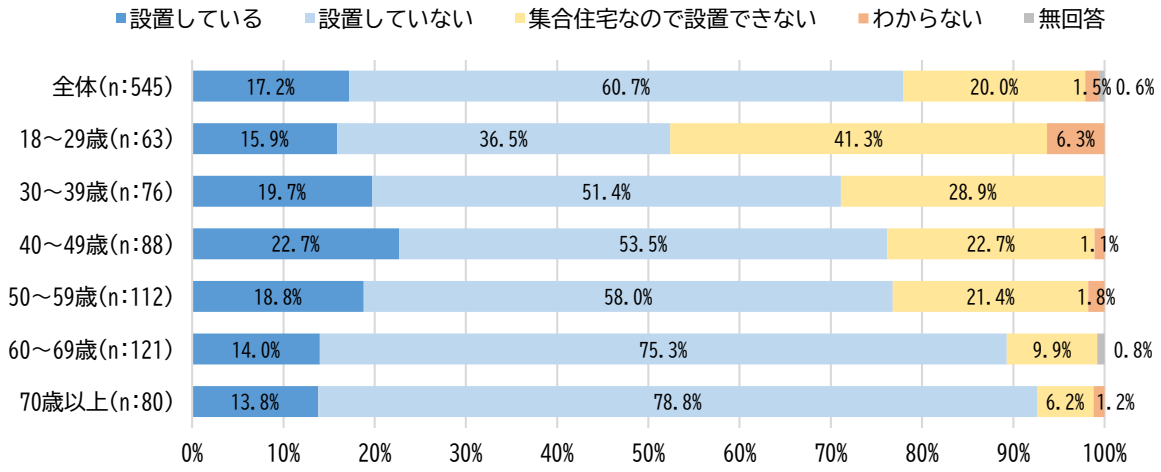

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 12　次世代自動車の保有状況（複数回答）

- 「次世代自動車を保有していない」が最多の 56.5%、次いで「ハイブリッド自動車（HEV）」が 35.6%である。
- 「プラグインハイブリッド（PHEV）」「燃料電池自動車（水素自動車、FCEV）」「電気自動車（EV）」は、それぞれ全体で 3%を下回っている。

■次世代自動車の保有状況（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	2.6%	0.0%	1.3%	2.3%	1.8%	5.8%	2.5%
ハイブリッド自動車（HEV）	35.6%	34.9%	26.3%	33.0%	34.8%	43.0%	36.3%
燃料電池自動車（水素自動車、FCEV）	0.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
電気自動車（EV）	2.0%	3.2%	1.3%	3.4%	0.9%	2.5%	1.3%
次世代自動車を保有していない	56.5%	65.1%	68.4%	60.2%	58.0%	47.1%	50.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 13　環境問題に対する考えや意見（単一回答）

1）項目別

- 「大変そう思う」は、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」が最多の 56.9%で、次いで「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である」が 53.4%、「環境に関わる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することは重要である」が 47.3%である。
- 「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」は、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計割合が 18.2%と、他の項目に比べて高いが、平成 25 年（2013 年）調査より 6.5 ポイント減少している。

■環境問題に対する考えや意見

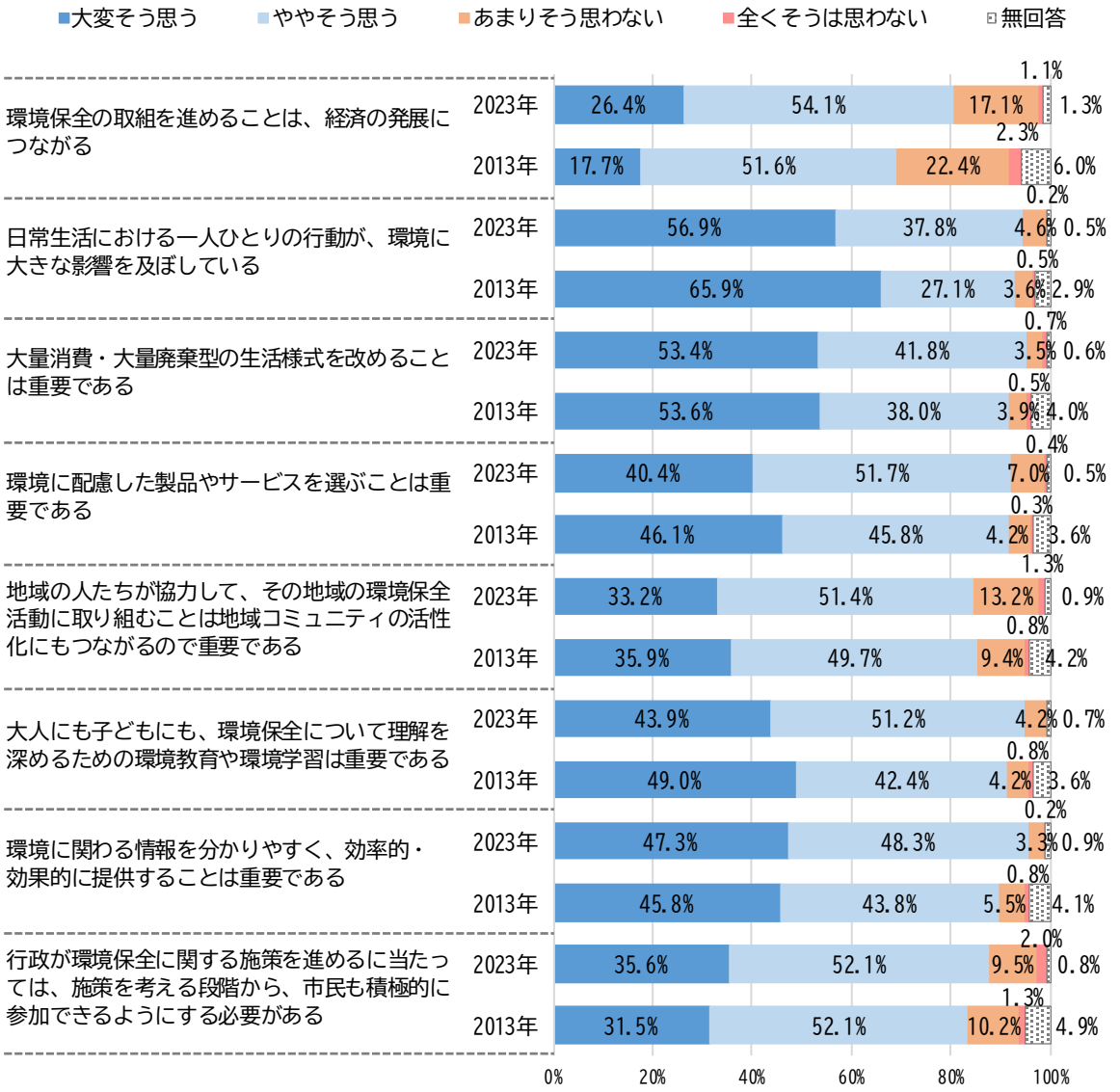

2）年齢層別

- 「30～39 歳」において、「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」「地域の人たちが協力して、その地域の環境保全活動に取り組むことは地域コミュニティの活性化にもつながるので重要である。」の「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計割合が、それぞれ 34.2%、25%と、他の年齢層と比べて高い。

■環境問題に対する考えや意見（年齢層別）

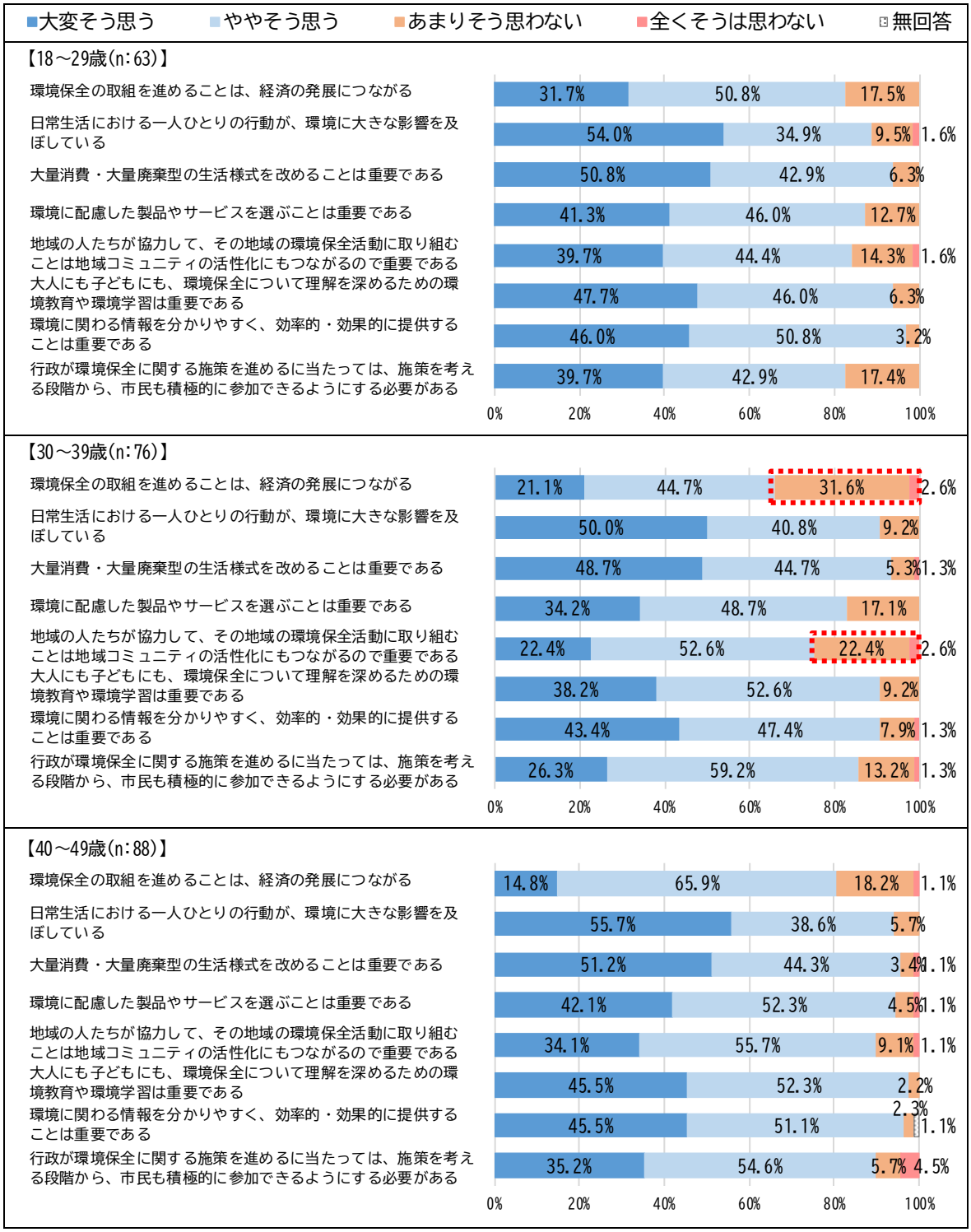

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

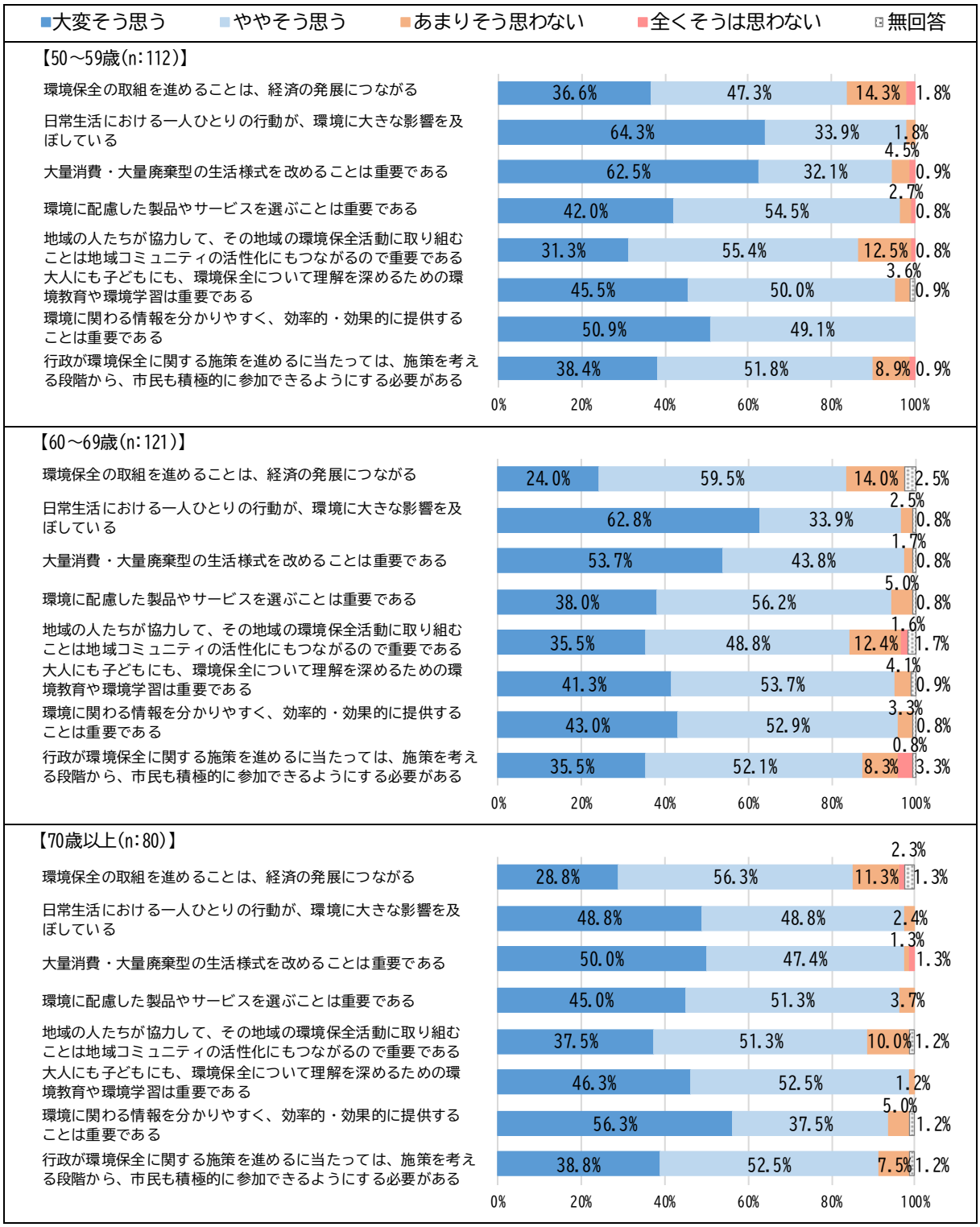

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

問 14　市に期待する環境将来像（複数回答：最大で３つまで）

1）項目別

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「気候変動による影響にも適応できる強靭で安全なまち」の項目を追加した。
- 「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多の 53.2%、次いで「川や池がきれいなまち」が 40.2%、「空気がきれいなまち」が 30.8%、「緑が豊かなまち」が 27.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が 10 ポイント増加した。

■市に期待する環境将来像（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

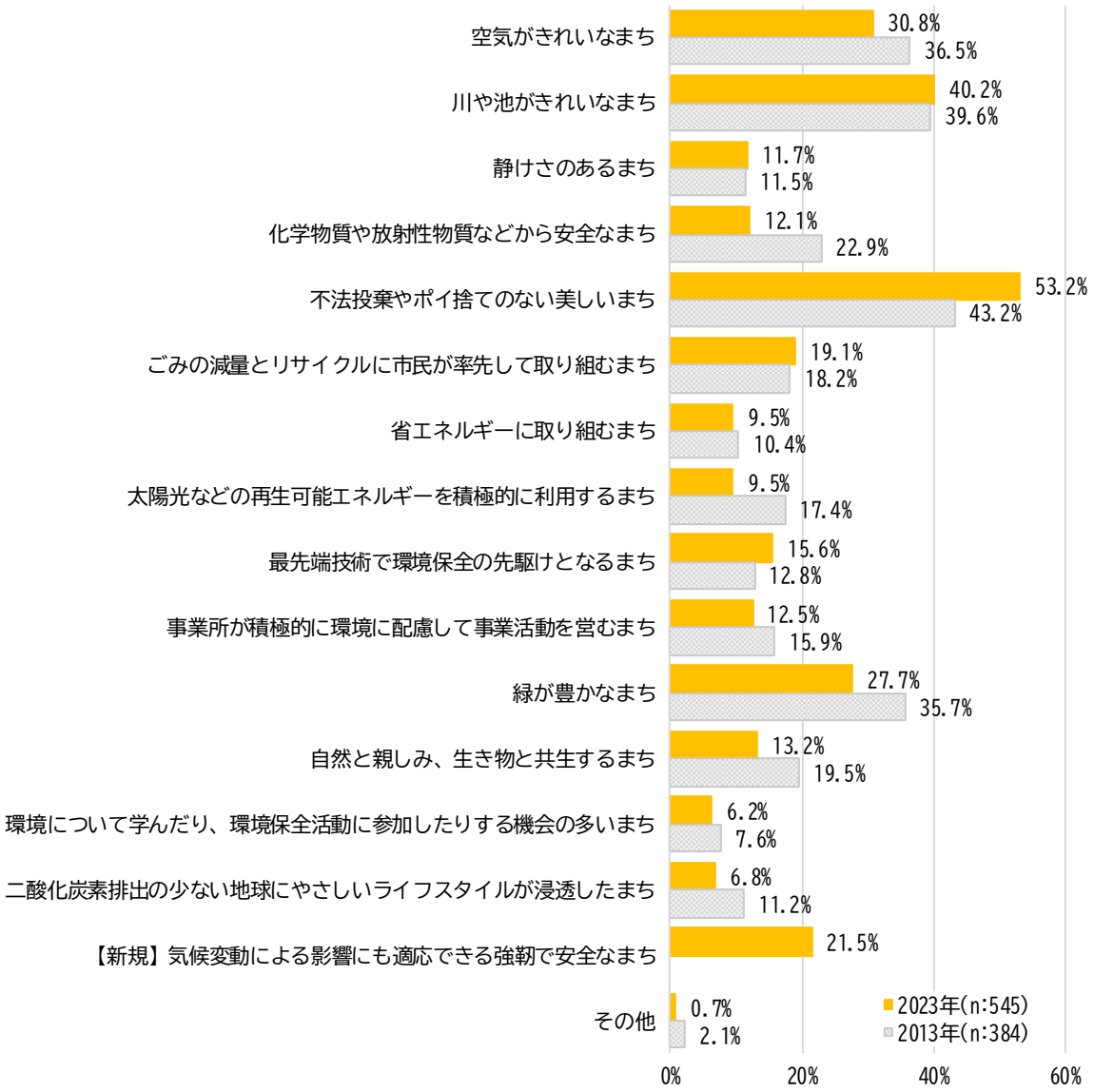

【新規】は令和 5 年（2023 年）調査での新規追加項目

2）年齢層別

- 「空気がきれいなまち」では、「18～29 歳」が 47.6%、「40～49 歳」が 42%、「30～39 歳」が 40.8%と、50 歳以上の年齢層と比べて高い。
- 「ごみの減量とリサイクルに市民が率先して取り組むまち」では、「18～29 歳」「30～39 歳」「40～49 歳」がそれぞれ 20%未満であるのに対して、「50～59 歳」「60～69 歳」「70 歳以上」がそれぞれ 20%以上となっている。

■市に期待する環境将来像（年齢層別）

	全体 (n:545)	18～29歳 (n:63)	30～39歳 (n:76)	40～49歳 (n:88)	50～59歳 (n:112)	60～69歳 (n:121)	70歳以上 (n:80)
空気がきれいなまち	30.8%	47.6%	40.8%	42.0%	22.3%	20.7%	25.0%
川や池がきれいなまち	40.2%	39.7%	34.2%	52.3%	35.7%	39.7%	41.3%
静けさのあるまち	11.7%	14.3%	15.8%	17.0%	10.7%	8.3%	7.5%
化学物質や放射性物質などから安全なまち	12.1%	14.3%	13.2%	10.2%	8.0%	13.2%	16.3%
不法投棄やポイ捨てのない美しいまち	53.2%	47.6%	52.6%	48.9%	56.3%	56.2%	56.3%
ごみの減量とリサイクルに市民が率先して取り組むまち	19.1%	9.5%	13.2%	14.8%	20.5%	26.4%	25.0%
省エネルギーに取り組むまち	9.5%	3.2%	10.5%	9.1%	14.3%	9.1%	8.8%
太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に利用するまち	9.5%	7.9%	7.9%	8.0%	15.2%	9.9%	6.3%
最先端技術で環境保全の先駆けとなるまち	15.6%	19.0%	19.7%	12.5%	18.8%	11.6%	13.8%
事業所が積極的に環境に配慮して事業活動を営むまち	12.5%	9.5%	10.5%	8.0%	17.9%	12.4%	15.0%
緑が豊かなまち	27.7%	20.6%	28.9%	34.1%	25.9%	28.9%	27.5%
自然と親しみ、生き物と共生するまち	13.2%	14.3%	15.8%	8.0%	14.3%	14.9%	12.5%
環境について学んだり、環境保全活動に参加したりする機会の多いまち	6.2%	1.6%	3.9%	2.3%	8.0%	7.4%	12.5%
二酸化炭素排出の少ない地球にやさしいライフスタイルが浸透したまち	6.8%	4.8%	2.6%	5.7%	3.6%	11.6%	11.3%
【新規】気候変動による影響にも適応できる強靭で安全なまち	21.5%	22.2%	19.7%	15.9%	25.0%	24.8%	20.0%
その他	0.7%	0.0%	1.3%	0.0%	1.8%	0.8%	0.0%

※ 総回答者数 545 名のうち、年齢について無回答とした 5 名は年齢層別の集計結果から除外している。

❹ 市への意見・要望

- 「交通対策」が最多の 27 件、次いで「生活環境の保全」「ごみの不法投棄」が 19 件、「ごみの削減・分別促進」が 17 件、「行政の取組への肯定的評価」が 16 件である。

■意見・要望の内容別の件数

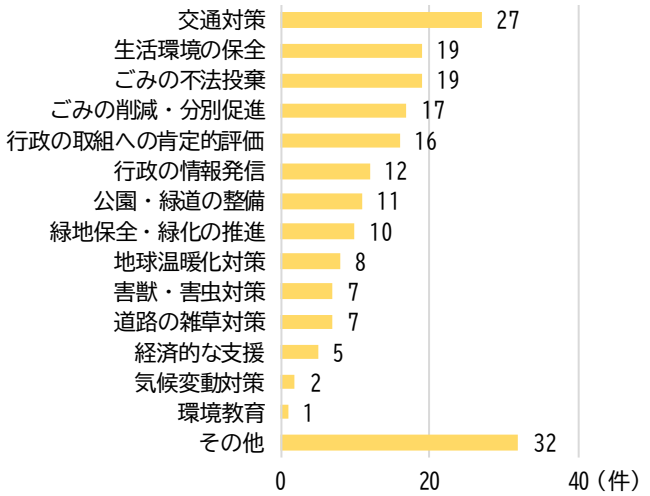

（2）事業者（団体）アンケート

❶ 調査概要

調査対象者	無作為抽出した市内事業者（団体）
調 査 方 法	・郵送での調査票発送 ・調査票記載の URL・二次元バーコードからの web フォームでの回答 または郵送返信による回収
調 査 期 間	令和 5 年 11 月 2 日（木）～令和 5 年 11 月 17 日（金）
発　送　数	300 件
回　収　数	139 件（回収率 46.3%） うち web 回答：61 件 郵送返信：78 件

❷ 回収結果

- 業種別では、「製造業」が最多の 28.1%、次いで「サービス業」が 25.2%、「卸・小売業、飲食店」が 16.5%と、合計割合が約 70%である。
- 従業員数では、0～20 名が最多の 51.8%、次いで「101～300 名」が 14.4%、「21～50 名」が 10.1%である。
- 資本金は、「1 千万円以上 1 億円未満」が 46%、「1 千万円未満」が 40.3%と、合計割合が約 86%である。
- 建物は、「自社ビル・オフィス」が最多の 47.5%、次いで「工場」が 22.3%、「賃貸・テナント」が 20.9%である

■属性別の割合

業種（n:139）

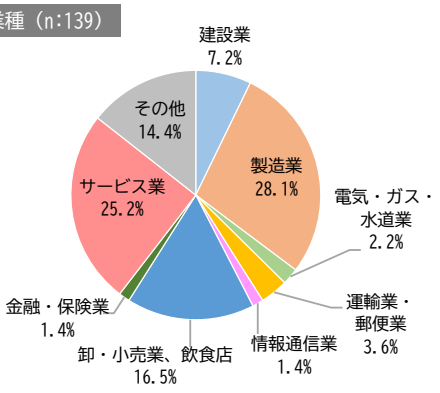

従業員数（n:139）

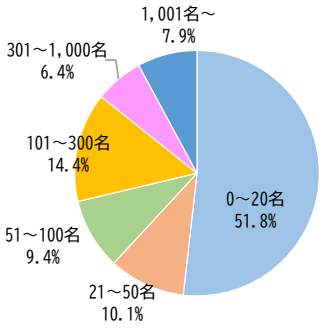

資本金（n:139）

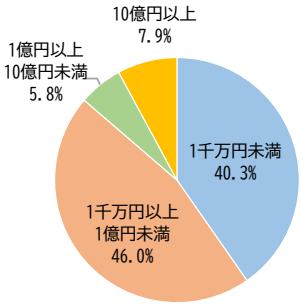

建物（n:139）

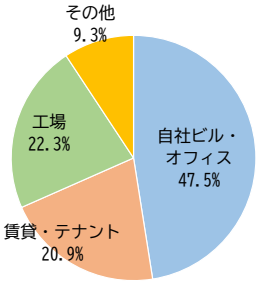

❸ 調査結果

問１　環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響（複数回答）

- 「事業活動の制約状況となるが、必須条件であり取り組まざるを得ない」が最多の 52.5%で、次いで「コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく」が 36.0%、「将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる」が 19.4%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる」が 2.6 ポイント、「コストを引き上げる要因となり、好ましくない」が 5.5 ポイント増加した。
- 従業員数別では、「コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく」のうち「1001 名～」が 90.9%である一方で、「0～20 名」が 16.7%である。

■環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響
（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

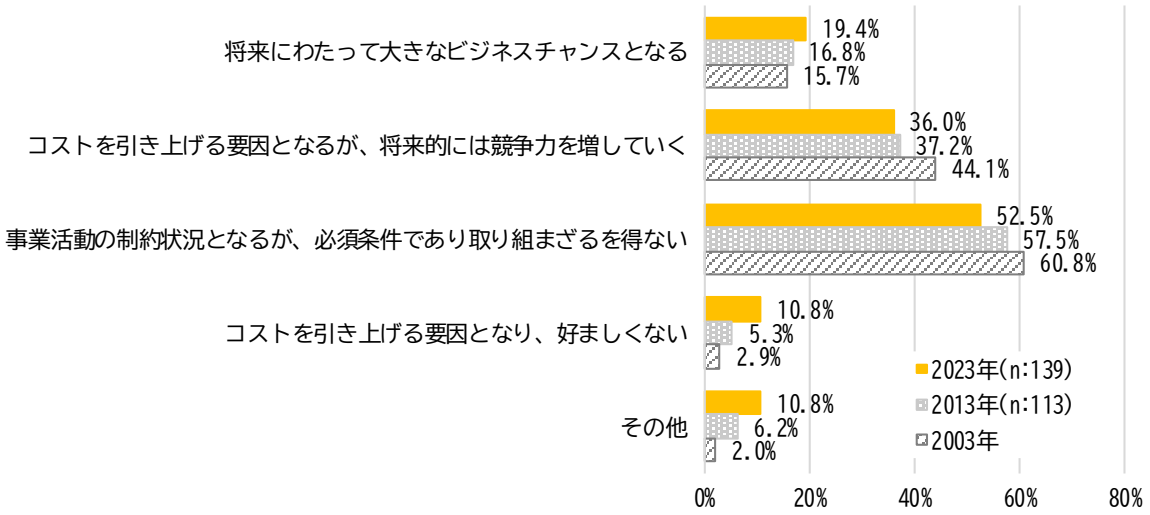

■環境問題・環境保全への取組による事業活動への影響（従業員数別）

	全体 (n:139)	0～20名 (n:72)	21～50名 (n:14)	51～100名 (n:13)	101～300名 (n:20)	301～1,000名 (n:9)	1,001名～ (n:11)
将来にわたって大きなビジネスチャンスとなる	19.4%	11.1%	21.4%	38.5%	20.0%	22.2%	45.5%
コストを引き上げる要因となるが、将来的には競争力を増していく	36.0%	16.7%	35.7%	53.8%	55.0%	55.6%	90.9%
事業活動の制約状況となるが、必須条件であり取り組まざるを得ない	52.5%	54.2%	50.0%	53.8%	50.0%	55.6%	45.5%
コストを引き上げる要因となり、好ましくない	10.8%	13.9%	14.3%	7.7%	0.0%	11.1%	9.1%
その他	10.8%	16.7%	0.0%	7.7%	5.0%	11.1%	0.0%

問２　環境保全活動の推進のための取組の実施状況（単一回答）

- 「既に実施している」「実施検討中である」「今後取り組む予定」の合計割合は、「所有地の緑化」が最多の 59.0%で、次いで「地域の美化運動への参加」が 58.2%、「職員の環境教育・環境保全活動等」が 57.5%である。
- 「特に考えていない」は、「技術移転等の国際協力」が最多の 91.4%、次いで「環境会計の導入」が 85.6%、「海外事業活動・貿易等での環境配慮」が 84.9%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、すべての項目において「既に実施している」割合は減少しており、「地域の美化運動への参加」「職員の環境教育・環境保全活動等」「行政の環境保全施策への協力」がそれぞれ 12 ポイント以上減少した。

■環境保全活動別の推進のための取組の実施状況

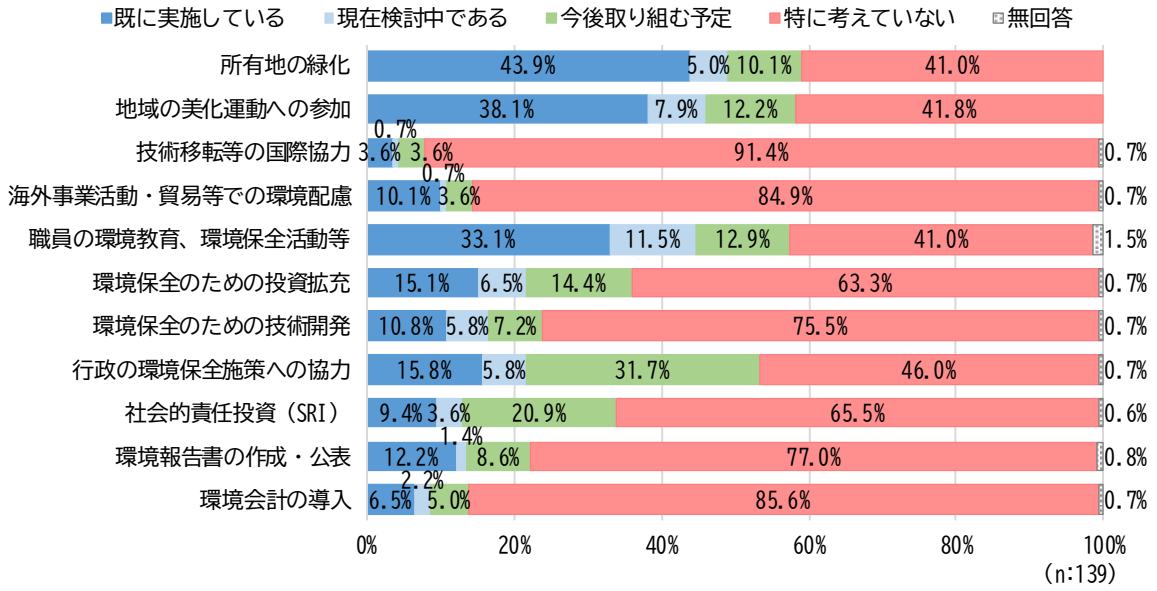

■環境保全活動別の推進のための取組の実施状況
（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

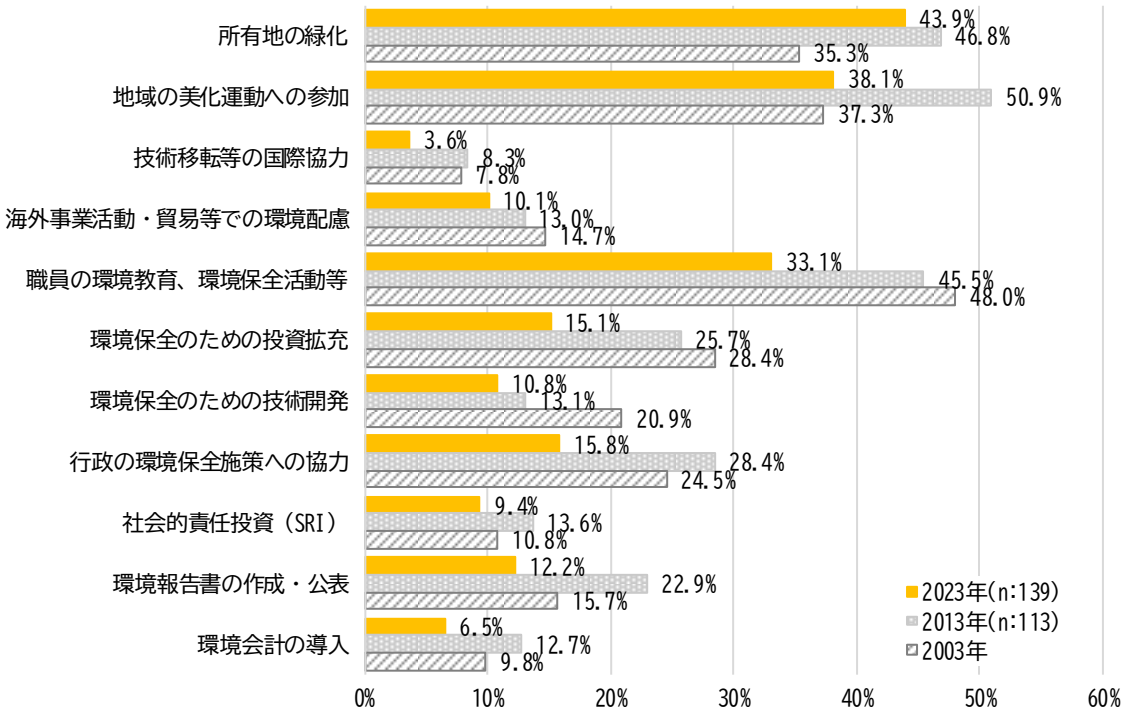

問３　環境ビジネス※の推進のための取組の実施状況（単一回答）

- 「特に考えていない」が最多の 76.3%で、次いで「既に実施している」が 13.7%、「今後取り組む予定」が 5.8%、「現在検討中である」が 2.9%である。

■環境ビジネスの推進のための取組の実施状況

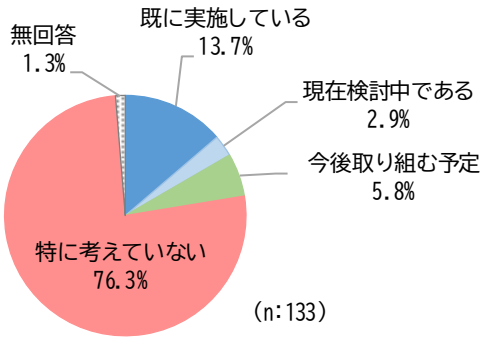

※ 環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネス

問４　環境ビジネスに取り組むうえでの課題（複数回答）

（問３で「既に実施している」「実施検討中である」「今後取り組む予定」を選択した事業所のみ）

- 「追加的な投資を考えると、リスクが高い」が最多の 45.2%で、平成 25 年（2013 年）調査より 7 ポイント以上の増加、次いで「現状の市場規模では採算が合わない」が 41.9%で、平成 25 年（2013 年）調査より 16 ポイント以上増加した。
- 「消費者やユーザーの意識・関心がまだ低い」は 35.5%、「アイデアやノウハウが不足している」は 29.0%と、比較的数値は高いものの、平成 25 年（2013 年）調査より、それぞれ 5～8 ポイント以上減少している。

■環境ビジネスに取り組むうえでの課題

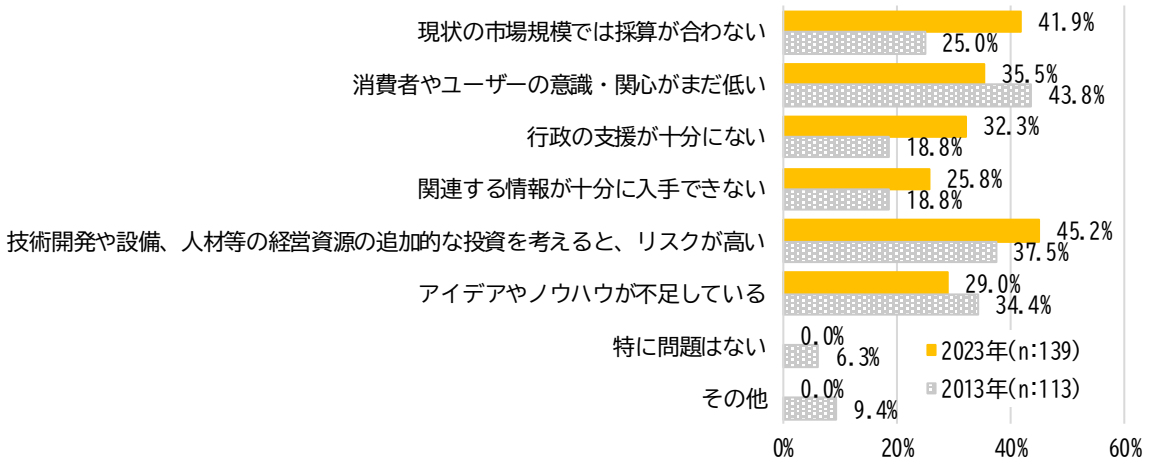

問５　環境マネジメントシステムの構築・運用状況（単一回答）

- 「刈谷市」では、「構築・運用している」「構築・運用を予定している」の合計割合が 27.3%、「構築・運用していない」が 63.3%である。
- 「国」では、「構築・運用している」「構築・運用を予定している」の合計割合が 52.3%、「構築・運用していない」が 47.7%である。

■環境マネジメントシステムの構築・運用状況

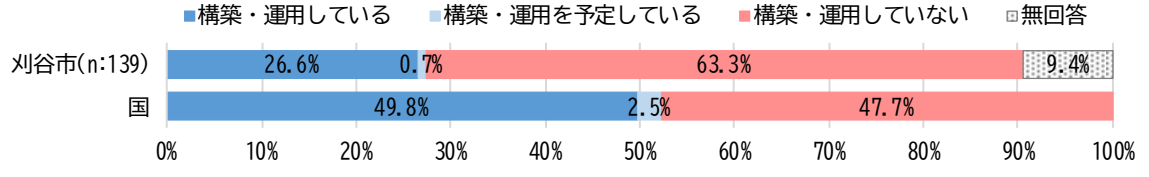

※ 「国」は環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成 30 年（2018 年））を参照

問６　運用している環境マネジメントシステムについて（複数回答）

- 「刈谷市」「国」共に「ISO14001」が最多であり、それぞれ 83.8%、91.2%である。
- 「エコアクション 21」は、「国」が 6.3%である一方で、「刈谷市」は 21.6%である。

■運用している環境マネジメントシステム

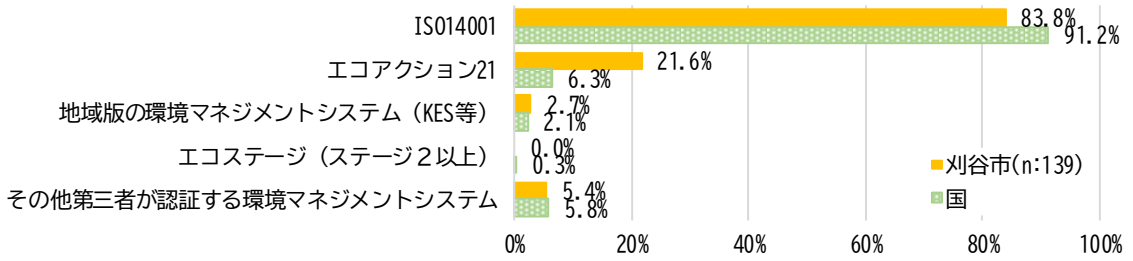

※　「国」は環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査（平成 30 年（2018 年））を参照

問７　事業エリア内における環境負荷データの把握状況（単一回答）

- 「把握している」が 26.6%、「把握していない」が 64.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「把握している」は 20 ポイント以上減少し、「把握していない」は 15%以上増加した。

■事業エリア内の環境負荷データの把握状況

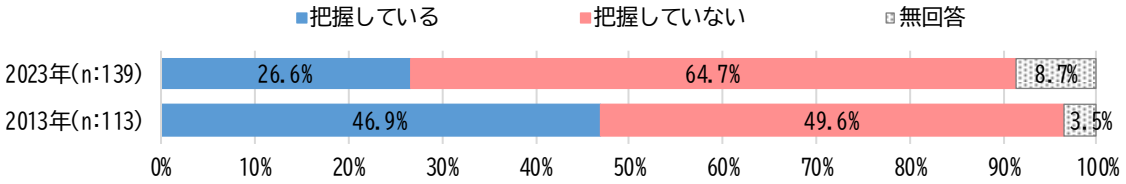

問８　把握している環境負荷データ（複数回答）

- 「廃棄物等総排出量」が最多の 91.9%、次いで「温室効果ガス排出量（総量）」が 70.3%、「総排水量」が 56.8%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「温室効果ガス排出量（総量）」「総排水量」共に 19 ポイント以上増加した。

■環境負荷データの把握内容

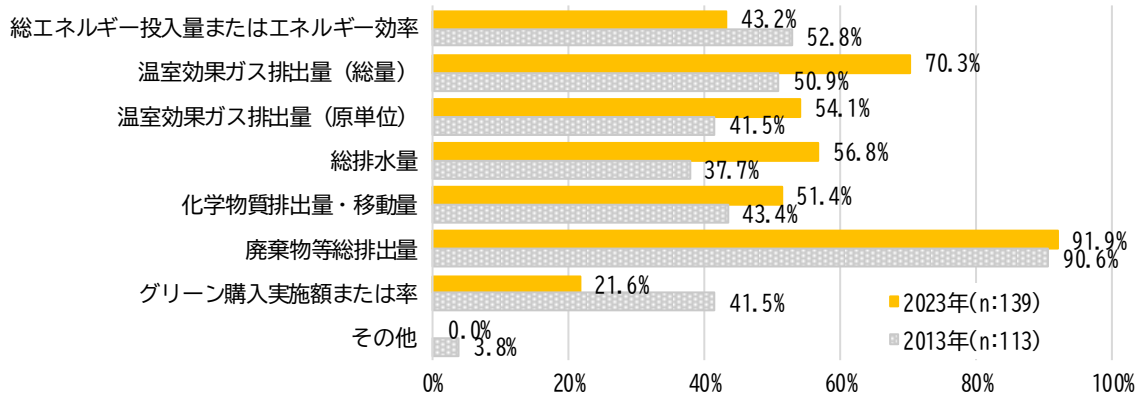

問９　行政や市民への環境に関する情報提供の実施状況（単一回答）

- 「情報提供を積極的に行っている」が 20.1%、「現在は情報提供を行っていないが、今後実施する予定である」が 30.9%、「情報提供を行う必要は無いと考えている」が 41.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「情報提供を積極的に行っている」が 3.8 ポイント減少し、「情報提供を行う必要は無いと考えている」が 4.5 ポイント増加した。

■行政や市民への環境に関する情報提供の状況

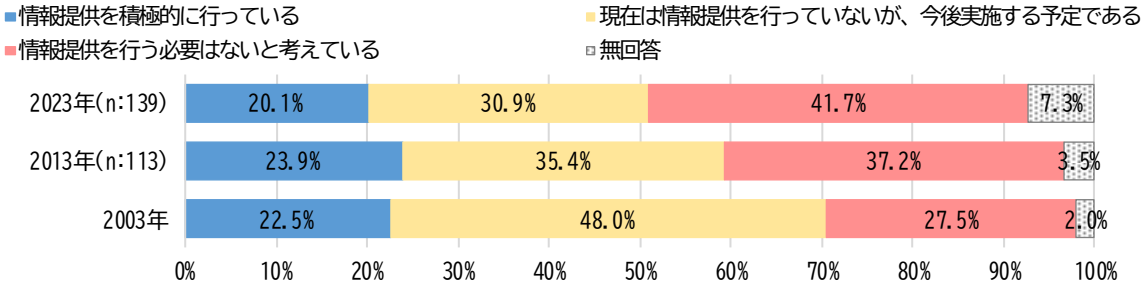

問 10-1　環境保全活動への取組経験（複数回答）

1）取組経験のある活動領域

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「生物多様性」の項目を追加した。
- 「リサイクル・廃棄物」が最多の 62.6%で、次いで「地球温暖化防止」が 25.2%、「環境教育・学習」が 22.3%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「森林の保全・緑化」「環境教育・学習」は共に 3 ポイント以上減少した一方で、「消費・生活」は 6 ポイント以上増加した。

■取組経験のある活動領域
（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

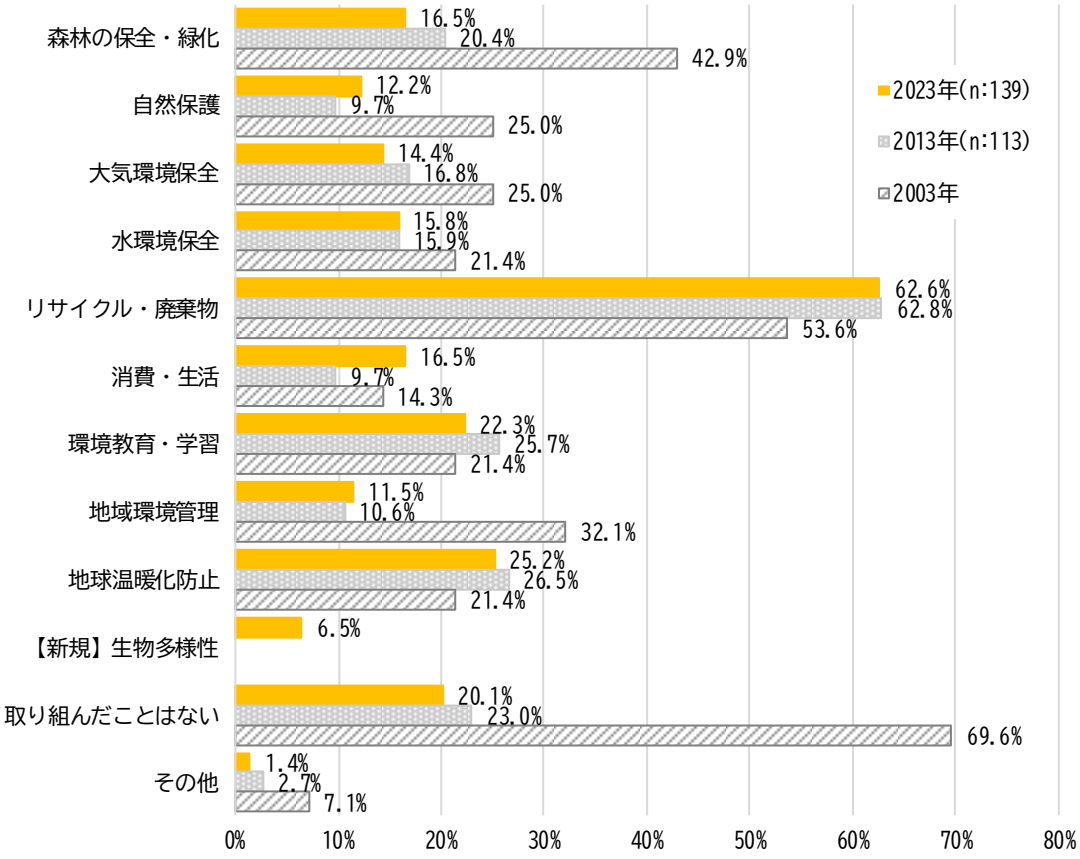

2）取組経験のある活動内容

- 「環境保全に関する組織・会合への参加」が最多の 21.6%で、次いで「環境保全活動に対する人的支援」「環境保全活動に対する費用の支援（寄付等）」が 12.2%、「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」が 10.1%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「環境保全に関する組織・会合への参加」「環境保全活動に対する人的支援」は共に 4 ポイント以上減少した一方で、「環境対策に関する技術支援、共同開発」は 1 ポイント以上増加した。

■取組経験のある活動内容
（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

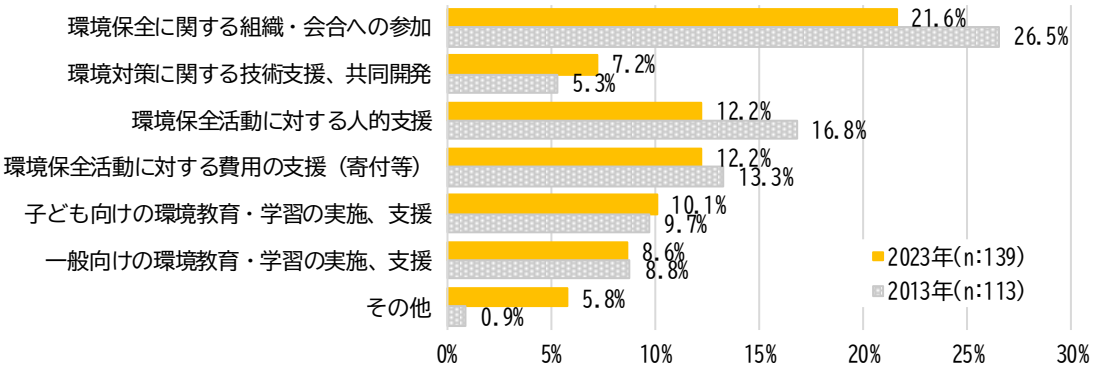

問 10-2　環境保全活動への取組意向（複数回答）

1）取組意向のある活動領域

- 「リサイクル・廃棄物」が最多の 38.8%で、次いで「森林の保全・緑化」が 20.9%、「地球温暖化」が 20.1%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「リサイクル・廃棄物」は 7 ポイント以上、「消費・生活」は 6 ポイント以上増加した一方で、「水環境保全」は 4 ポイント以上減少した。

■取組意向のある活動領域
（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

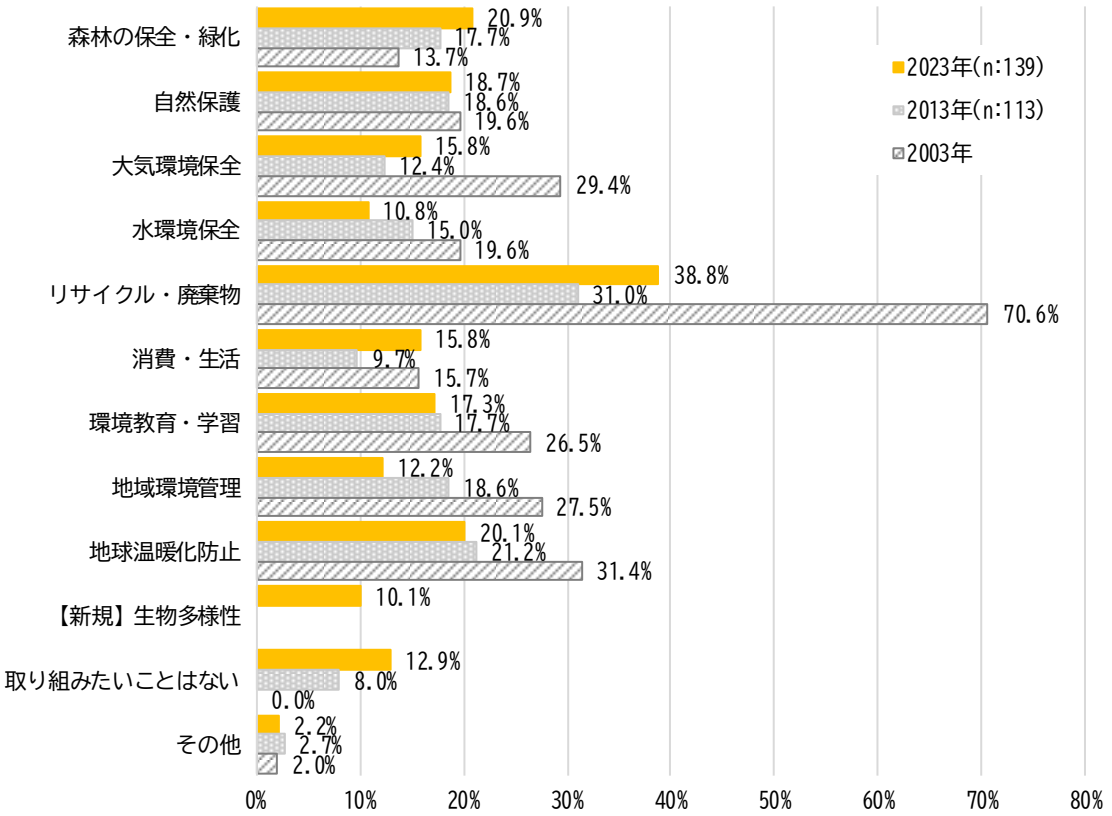

2）取組意向のある活動内容

- 「環境保全に関する組織・会合への参加」が最多の 23.0%で、次いで「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」が 14.4%、「環境保全活動に対する人的支援」が 13.7%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「子ども向けの環境教育・学習の実施、支援」は 5 ポイント以上増加した。

■取組意向のある活動内容
（令和 5 年（2023 年）調査、平成 25 年（2013 年）調査、平成 15 年（2003 年）調査）

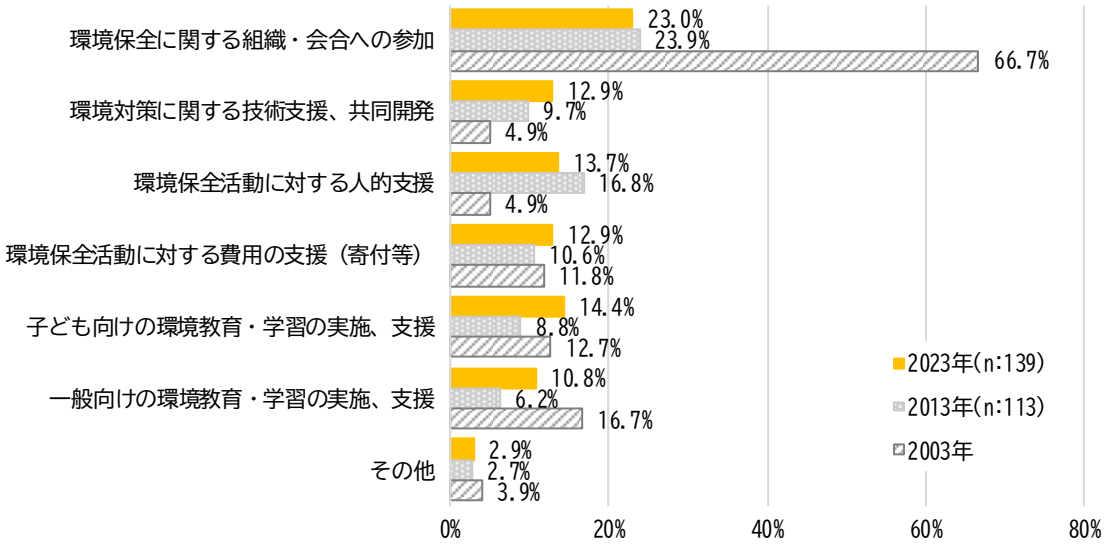

問 11　認定・登録制度等への参加状況（単一回答）

- 全ての項目で、「分からない、知らない」が 7 割以上である。
- 「既に認定・登録済みである」「現在検討中である」「今後取り組む予定」の合計割合は、刈谷市が実施する「かりや eco 事業所認定制度」が最多の 23.7%で、その他の項目はいずれも 10%未満である。

■国・県・市の認定・登録制度等への参加状況

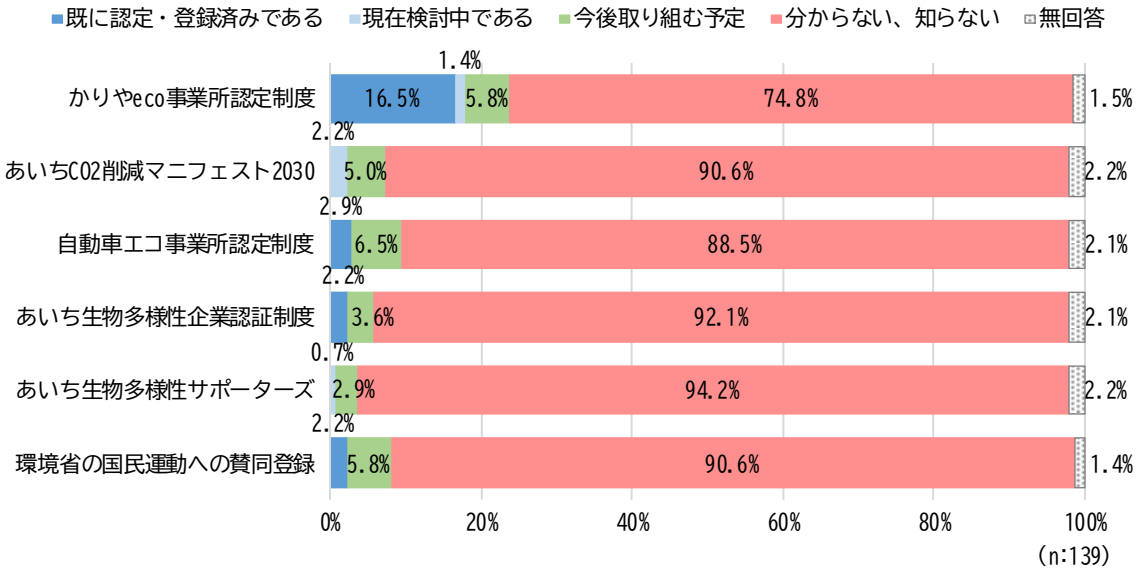

問 12　環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体（単一回答）

- 「市民」が最多の 37.4%で、次いで「国（政府）」が 26.6%、事業者（企業・産業界）が 21.6%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「国（政府）」は 7 ポイント以上増加し、「事業者（企業・産業界）」は 4 ポイント以上減少した。

■環境を守るうえで最も重要な役割を担っていると思う主体

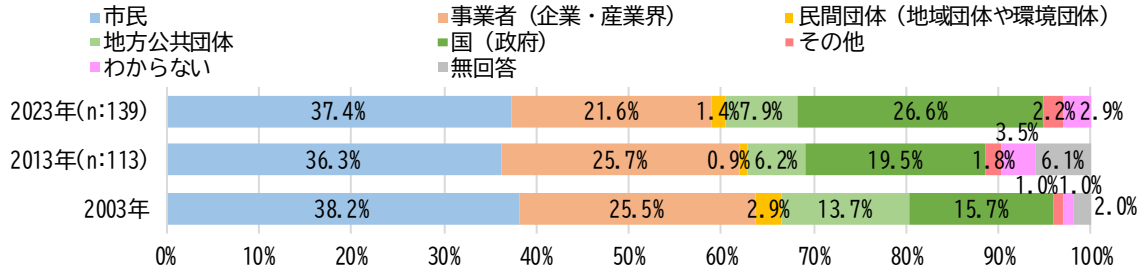

問 13　環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組経験（単一回答）

- 「参加・協力したことがある」が 22.3%、「参加・協力したことはない」が 77.0%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「参加・協力したことがある」は 6 ポイント減少し、「参加・協力したことはない」は 9 ポイント以上増加した。

■環境保全に関する活動への取組経験

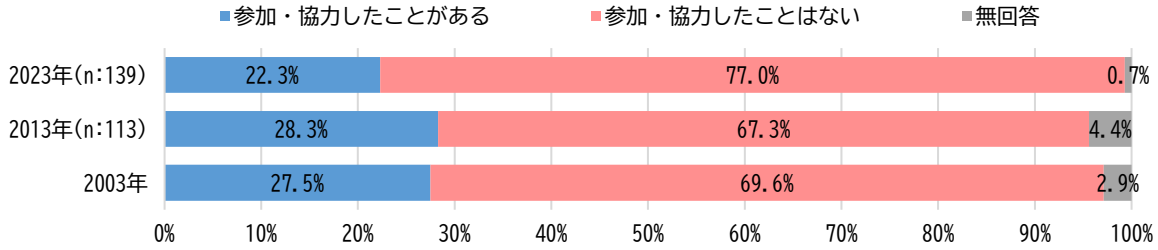

問 14　環境保護団体や地域の団体の環境保全に関する活動への取組内容（複数回答）

- 「団体が主催する、環境保全に関わる講習会やイベントに参加したことがある」が最多の 58.1%で、次いで「環境保全を目的に、団体の定期的な会合に出席したり、協働して主体的な活動を行ったりしている」が 41.9%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、2013 年と比べて「環境保全を目的に、団体の定期的な会合に出席したり、協働して主体的な活動を行ったりしている」が 7 ポイント以上増加した一方で、「団体のメンバーとして会費を支払っている」が 5 ポイント以上減少した。

■環境保全に関する活動への取組内容

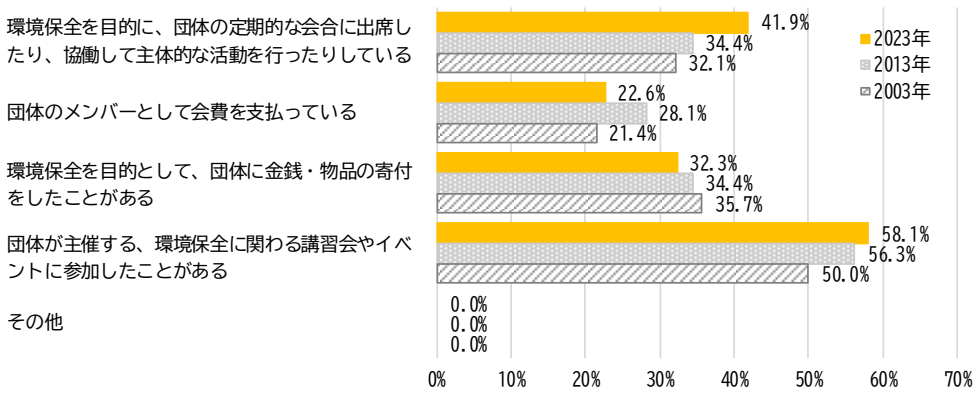

問 15　環境に関する取り組みを行うメリット（複数回答）

- 「企業・事業所そのものの PR につながる」が最多の 41.7%で、次いで「エネルギーや物品等のコスト削減につながる」が 38.1%、「商品やサービスの付加価値につながる」が 24.5%である。

■環境に関する取組を行うことのメリット

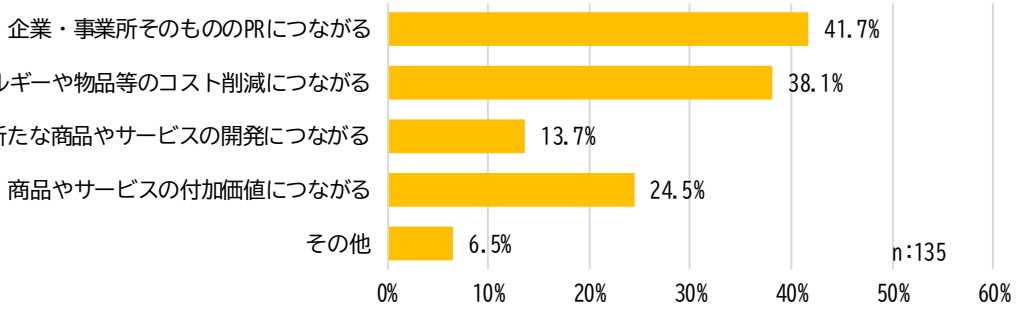

問 16　環境関連設備の導入状況（複数回答）

- 「照明の LED 化」が最多の 77.7%で、次いで「敷地内の緑化、建築物の緑化」が 28.8%、「太陽光発電設備」が 25.2%である。

■導入している環境関連設備

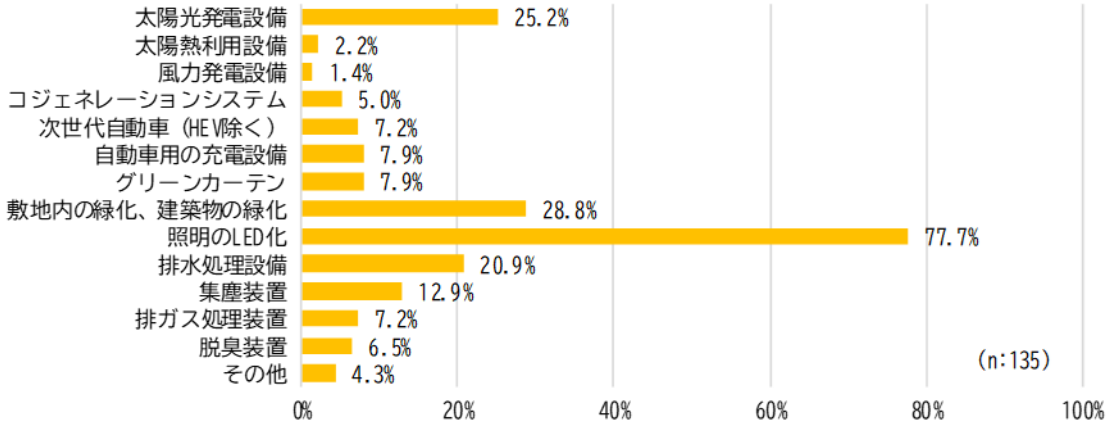

問 17　環境のために積極的に取り組んでいること（自由回答）

- 「脱炭素」「地域美化」が最多の 11 件で、次いで「その他（社会貢献等）」が 7 件、「ごみ削減」が 6 件である。

■環境のために積極的に取り組んでいること

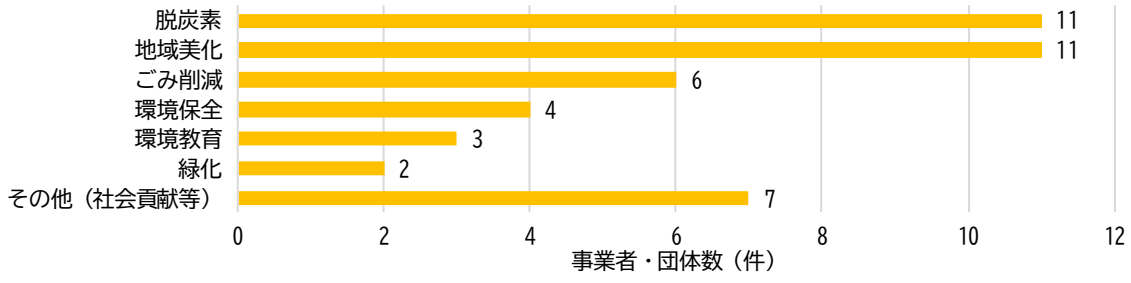

問 18　市に期待する環境将来像（複数回答:最大３つまで）

- 令和 5 年（2023 年）調査では、新たに「気候変動による影響にも適応できる強靭で安全なまち」の項目を追加した。
- 「不法投棄やポイ捨てのない美しいまち」が最多の 47.5%で、「川や池がきれいなまち」が 33.1%、「空気がきれいなまち」が 30.2%、「緑が豊かなまち」が 26.6%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「空気がきれいなまち」が 6 ポイント以上、「事業所が積極的に環境に配慮して事業活動を営むまち」が 5 ポイント以上増加した。

■市に期待する環境将来像（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

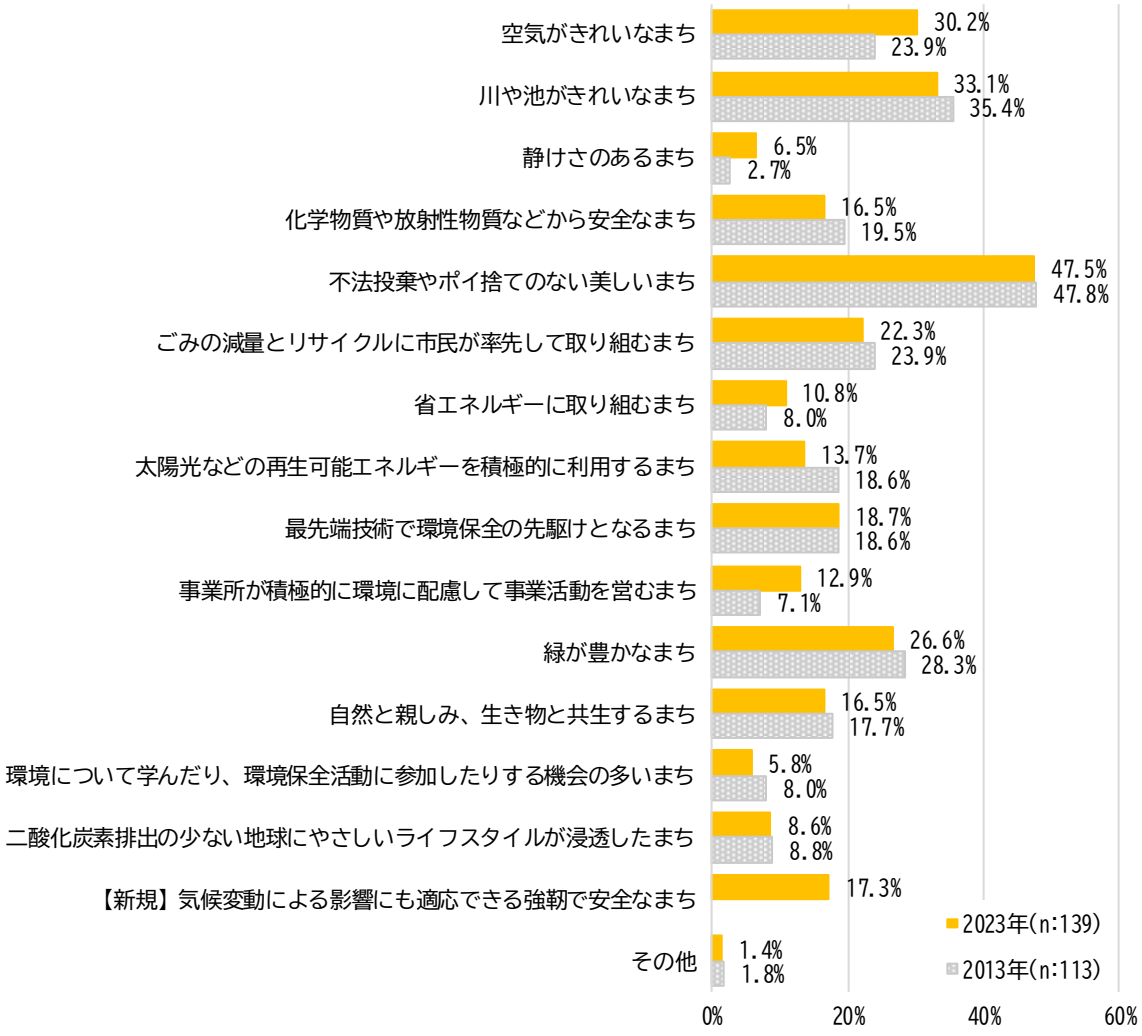

問 19　環境保全活動に取り組むために必要なこと（複数回答）

- 「補助金など、支援制度が使えること」が最多の 54.0%で、次いで「それぞれの行動による環境保全効果が目に見える形でわかること」が 46.8%、「それぞれの行動によるコストダウンなど直接的効果が目に見える形でわかること」が 30.9%である。
- 平成 25 年（2013 年）調査より、「それぞれの行動による環境保全効果が目に見える形でわかること」が 6 ポイント以上減少した一方で、「補助金など、支援制度が使えること」が 16 ポイント以上増加した。

■環境保全活動に取り組むために必要なこと

（令和 5 年（2023 年）調査と平成 25 年（2013 年）調査）

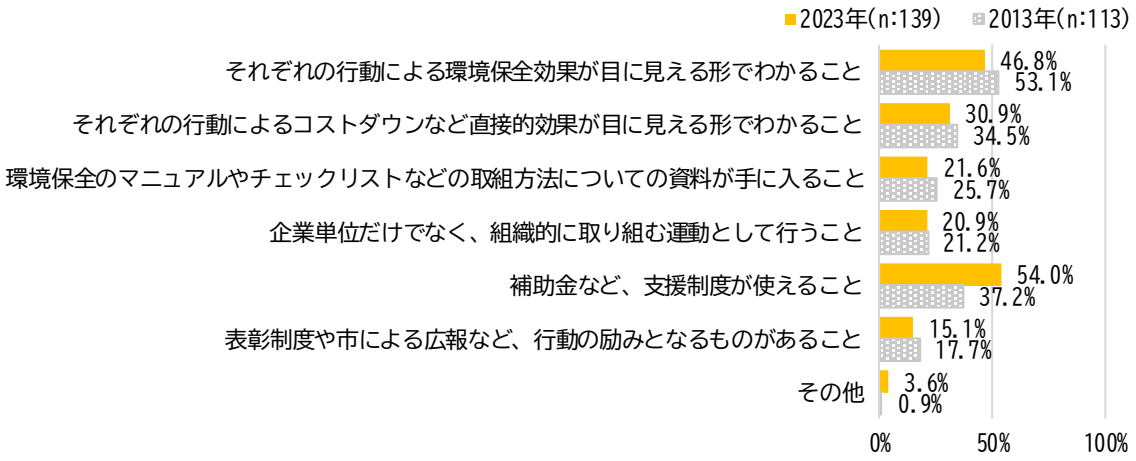

❹　市への意見・要望

- 「行政の取組への評価」が最多の 6 件で、次いで「交通対策」が 4 件、「自社の環境の取組」「行政の情報発信」が 3 件である。

■意見・要望の内容別の件数

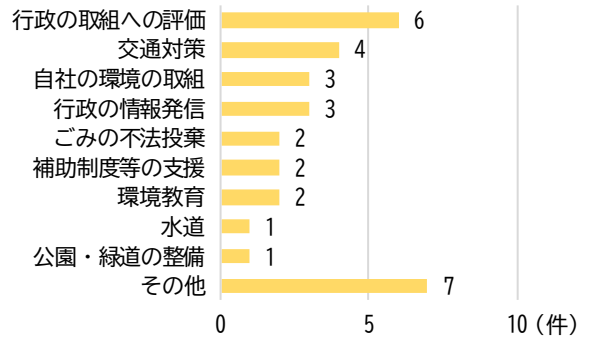

3　刈谷市環境基本条例・環境審議会規則

（1）刈谷市環境基本条例

平成 16 年３月 26 日条例第 10 号

目次

前文
第１章 総則（第１条―第６条）
第２章 環境の保全及び創造に関する基本施策（第７条―第 10 条）
第３章 推進施策（第 11 条―第 19 条）
第４章 環境審議会（第 20 条） 附則
附則

私たちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、多くの人々のたゆみない努力によって産業と文化をはぐくみ、中部圏を代表する産業都市として今日まで発展してきた。しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

もとより良好な生活環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を保全し、創造していくことは、私たちの責務である。

このような認識のもと私たちは、人と自然が調和する環境づくりに積極的に参画し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を守り、育て、創造していくことによる持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、ここにこの条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２） 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

（３） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

２ 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

３ 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２ 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第５条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の減量化等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

２ 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

２ 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源を循環的に利用するよう努めなければならない。

３ 前２項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第２章 環境の保全及び創造に関する基本施策

（施策の基本方針）

第７条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第３条に規定する基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（環境基本計画）

第８条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、刈谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２ 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

（２）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

３ 市長は、環境基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 20 条に規定する刈谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４ 市長は、環境基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（他の施策との整合）

第９条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該施策と環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

（年次報告）

第 10 条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第３章 推進施策

（公害の防止等）

第 11 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第 12 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

（循環型社会の形成）

第 13 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進めるとともに、エネルギー及び資源の有効利用を図ることができる循環型社会の形成のために必要な措置を講ずるものとする。

２ 市、市民及び事業者は、環境への負荷の低減に資する物品等の利用に努めるものとする。

（自然環境の保全及び創造）

第 14 条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地球の温暖化等の防止）

第 15 条 市は、地球の温暖化等を防止するため、その原因となる二酸化炭素を始めとする物質の排出量を削減するための施策の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第 16 条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

（市民等の自主的活動の促進）

第 17 条 市は、市民等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 18 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

第４章 環境審議会

（刈谷市環境審議会）

第 20 条 環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２ 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（１）環境基本計画に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

３ 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

４ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）事業者又は各種団体を代表する者

（３）関係行政機関の職員

（４）前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

５ 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６ 委員は、再任されることができる。

７ 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成 16 年４月１日から施行する。

（刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

２ 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和 32 年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第 42 号を第 43 号とし、第 41 号の次に次の１号を加える。

（42） 環境審議会委員 日額 6,400 円

第４条第２項ただし書中「第２条第１項第 42 号」を「第２条第１項第 43 号」に改める。

（2）刈谷市環境審議会規則

平成 16 年３月 26 日規則第 13 号
改正
平成 20 年３月 31 日規則第 19 号
平成 24 年３月 27 日規則第６号
平成 28 年３月 28 日規則第 15 号

（趣旨）

第１条 この規則は、刈谷市環境基本条例（平成 16 年条例第 10 号）第 20 条第７項の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２ 会議の議長は、会長をもって充てる。

３ 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

４ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第４条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条 審議会の庶務は、産業環境部環境推進課において処理する。 （委任） 第６条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附 則（平成 20 年３月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附 則（平成 24 年３月 27 日規則第６号）

この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附 則（平成 28 年３月 28 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

4　用語集

英数字

・COP
「Conference of the Parties」の略で、国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関である「締約国会議」を意味する。
環境の分野では、気候変動の問題を取り扱う国連気候変動枠組条約締約国会議や生物多様性の問題を取り扱う生物多様性条約締約国会議、ラムサール条約締約国会議などがある。

・SDGs
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

・ZEB
Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする）ことを目指した建物のこと。

・3R
Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の 3 つの取組を表す言葉。

あ行

・エコアクション 21
環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのこと。
組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めており、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるという特長がある。

・温室効果ガス
大気中の二酸化炭素やメタン等の気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する赤外線を吸収し、地表を温める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体のこと。
温室効果ガスには、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_S）、パーフルオロカーボン類（PFC_S）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の 7 物質がある。

か行

・カーボンニュートラル
温室効果ガスの排出量が実質ゼロの状態のこと。「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味している。

・海洋プラスチックごみ
ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したもの。
生態系を含めた海洋環境の悪化や、海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こしている。

・外来種
本来生息していなかった場所へ人為的に運ばれ、人間の管理下にない生物のこと。

・河川愛護団体
刈谷市内の河川区域内のごみ、空き缶及び不法投棄物の除去、河川堤の草刈り、河川の浚渫等の清掃活動を実施する団体のこと。

・環境会計
企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組みのこと。

・環境マネジメントシステム
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みのこと。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード等がある。

・クリーンサポート刈谷
刈谷市の道路・河川・水路・大型公園等の美化を目的とする草刈りや清掃活動などのボランティア活動への支援制度。

・グリーンカーテン
窓の外や壁面に張り巡らせたネットに、アサガオやゴーヤ等のツル性の植物を絡ませて窓を覆うもののこと。窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待できる。

・コジェネレーションシステム
2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みのこと。発電装置を使って電気をつくると同時に、発電時に排出される熱を回収し、給湯や暖房などに利用する。

・昆明・モントリオール生物多様性枠組
2022 年 12 月にカナダのモントリオールで開かれた生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された生物多様性に関する世界目標のひとつ。

さ行

・再生可能エネルギー
資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

・在来種
その地域に昔から生息する生物種（下位区分である亜種、品種なども含む）やその系統のこと。

・社会的責任投資
財務指標などの経済的側面に限らず、企業の社会的責任（環境への取組、コンプライアンス、地域社会への貢献など）を考慮して投資を行うこと。

・次世代自動車
ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等のこと。

・食品ロス
まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。事業活動を伴って発生する食品ロスを「事業系食品ロス」、各家庭から発生する食品ロスを「家庭系食品ロス」という。

・水素エネルギー
水の電気分解で製造でき、電気や熱に変えても二酸化炭素や窒素酸化物等を排出しないエネルギーのこと。水素は、多様なエネルギー源から様々な方法で製造でき、気体・液体・固体というあらゆる形態で貯蔵・輸送が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待されることから、将来の主要なエネルギーの１つとして期待されている。既に実用化されている水素エネルギー利活用技術には、燃料電池自動車や家庭用燃料電池システム（エネファーム）等があり、今後は船舶や鉄道等を含む他の輸送分野、水素発電等への利活用が期待されている。

・生産緑地地区
市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適していると指定される農地のこと。

・生態系ネットワーク
生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や、優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。

・生物多様性
様々な生きものが、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、それぞれの個性を認め合い、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合って調和していること。
「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つの多様性から成り立つと定義されている。

・ゼロカーボンシティ
脱炭素社会に向けて、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにすることを目指す都市のこと。刈谷市は、令和 4 年（2022 年）2 月にゼロカーボンシティを目指すことを表明している。

・絶滅危惧種
絶滅のおそれのある野生生物のこと。
環境省のレッドリスト 2020 では、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて 9 つのカテゴリーに分けており、そのうち次の 4 つのカテゴリーに分類される種を絶滅危惧種としている。
【絶滅危惧Ⅰ類】
絶滅の危機に瀕している種
【絶滅危惧ⅠA 類】
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
【絶滅危惧ⅠB 類】
ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
【絶滅危惧 II 類】
絶滅の危険が増大している種

た行

・太陽光発電設備
太陽光を利用して太陽電池で発電するシステムのこと。温室効果ガスの排出量削減、エネルギー自給率の向上、昼間のピーク電力供給、メンテナンスをあまり必要としない、屋根、壁等の未利用スペースに設置可能等の特長がある。

・太陽熱利用設備
太陽の熱エネルギーを集熱器（パネル）で集めて、給湯や冷暖房などに利用するシステムのこと。エネルギーを熱に交換する効率が高いため、屋根のスペースが小さい場合等でも設置可能などの特長がある。

・脱炭素
温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO_2）の排出量を実質ゼロにすること。

・特定外来生物
生態系等へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」とは、もともと日本にいなかった生物で、人為的に海外から日本へ導入されたものを指す。

な行

・農用地区域
今後、相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域である「農業振興地域」のうち、集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

や行

・遊休農地
現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性が低い土地。または、周辺の地域における農地と比較したときに、利用の程度が著しく劣っていると認められる農地のこと。